

みんなで支える共生のまち とわだ

# 十和田市地域福祉計画



十和田市

平成28年3月

## はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の急速な進展、核家族化などにより社会情勢が大きく変化しています。家族のつながりや地域の交流などが希薄になる中、一人暮らし高齢者や障がいのある方への日常生活支援、子育てに対する支援、生活困窮者への支援など複雑多様化する課題に適切に対応するため、行政による福祉サービスの充実に加え、家族や地域社会の重要性とともに、新たな支え合い、助け合う地域を基盤とする体制づくりが求められています。



こうした状況の中、市では、「自助」、「共助」、「公助」の精神のもと、市民や関係団体、行政などが連携・協働し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するための指針となる十和田市地域福祉計画を策定いたしました。

この計画は、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とし、基本理念に「みんなで支える共生のまち とわだ」を掲げ、地域における交流や、ふれ合いの重要性を再確認しながら、地域の人々がお互いのつながりを大切にし、人と人が支え合う地域社会の実現を目指すものです。計画の推進に当たっては、市民の皆様や事業者、福祉関係者など多くの皆様方の積極的な参画が不可欠でありますことから、市民の皆様には、「みんなで支える共生のまち」の実現に向け、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました十和田市地域福祉計画策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民並びに関係団体の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

十和田市長 **小山田 久**

## ■ 目 次 ■

<b>第1章</b>	<b>計画策定に当たって</b> ……………	<b>1</b>
1	計画策定の趣旨……………	1
2	計画の位置づけ……………	2
3	「自助」・「共助」・「公助」の考え方……………	4
4	計画の期間……………	4
5	計画の策定体制……………	5
	(1) 策定体制……………	5
	(2) 地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施……………	5
<b>第2章</b>	<b>地域福祉を取り巻く状況</b> ……………	<b>7</b>
1	人口動態等……………	7
	(1) 人口の推移……………	7
	(2) 人口ピラミッド……………	8
	(3) 人口推計……………	9
	(4) 自然動態・社会動態……………	10
	(5) 合計特殊出生率……………	11
	(6) 世帯の状況……………	12
	(7) 就業及び産業の状況……………	14
	(8) 障害者手帳所持者数……………	16
	(9) 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数……………	16
	(10) 要介護等認定者の推移……………	17
	(11) 生活保護の状況……………	18
2	地域を支える各種団体等の状況……………	19
	(1) 町内会……………	19
	(2) 社会福祉協議会……………	19
	(3) 民生委員・児童委員……………	19
	(4) 主な市民活動、ボランティア団体の状況……………	20
3	アンケート調査の結果……………	21
	(1) 十和田市地域福祉計画策定のためのアンケート調査（個人用）……………	21
	(2) 十和田市地域福祉計画策定のためのアンケート調査（団体用）……………	36
4	アンケート調査等からの課題及び目指すべき方向性……………	39

<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>43</b>
1	基本理念	43
2	計画の基本目標・基本施策	44
3	計画の体系	45
<b>第4章</b>	<b>地域福祉の推進</b>	<b>47</b>
1	誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり	47
	(1) 相談・情報提供体制の充実	47
	(2) 福祉サービスの充実	49
	(3) 権利擁護の推進	51
	(4) 生活困窮者自立支援対策の推進	53
	(5) 人にやさしいまちづくりの推進	55
2	共に支え合う地域づくり	57
	(1) 地域での交流、ふれ合いづくり	57
	(2) 社会参加の促進と生きがいづくり	59
	(3) 地域福祉のネットワークづくり	61
	(4) 要支援者支援の推進	63
	(5) セーフコミュニティの推進	65
3	地域で福祉を支える人づくり	67
	(1) 福祉意識の醸成	67
	(2) 地域福祉を支える人材確保と育成	69
	(3) ボランティア活動の促進	71
<b>第5章</b>	<b>計画の推進に当たって</b>	<b>73</b>
1	計画の推進	73
	(1) 計画の周知	73
	(2) 連携・協働	73
2	計画の進行管理	73
<b>資 料</b>		<b>75</b>
1	十和田市地域福祉計画策定委員会設置要綱	75
2	十和田市地域福祉計画策定委員会委員名簿	76
3	十和田市地域福祉計画検討委員会設置要綱	77
4	十和田市地域福祉計画検討委員会委員名簿	78
5	十和田市地域福祉計画策定経過	79



# 第1章

## 計画策定に当たって



# 第1章

# 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

近年、私たちが住む地域では、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような状況の中で、一人暮らしの高齢者や障がい者、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。

また、社会情勢・経済情勢の変化により、生活困窮者の増加、子どもの貧困、ひきこもり、虐待、自殺などが社会問題となっており、地域での支え合いがより一層求められています。

このような手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題への対応は、公的福祉サービス・保健サービスだけでは十分ではありません。

かつては、生活課題の多くは、家族や地域社会の中で解決されていましたが、地域のかかわりが弱まりつつある今、公的福祉サービス・保健サービスと家族や地域社会の支え合いが相互に補完しその役割を果たしていく必要性が認識されています。

地域福祉とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題について、住んでいる「地域」を中心に考え、市民や行政、地域を支える団体、事業者などが力を合わせ、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくし、市民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を進めることです。

そのため、市民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を通し、地域の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要となる施策や仕組みづくりを進めていくことが必要となります。また、地域を支えるボランティア団体やNPO法人、社会福祉事業者、行政がそれぞれの役割を明確にしながら連携していくことも重要です。

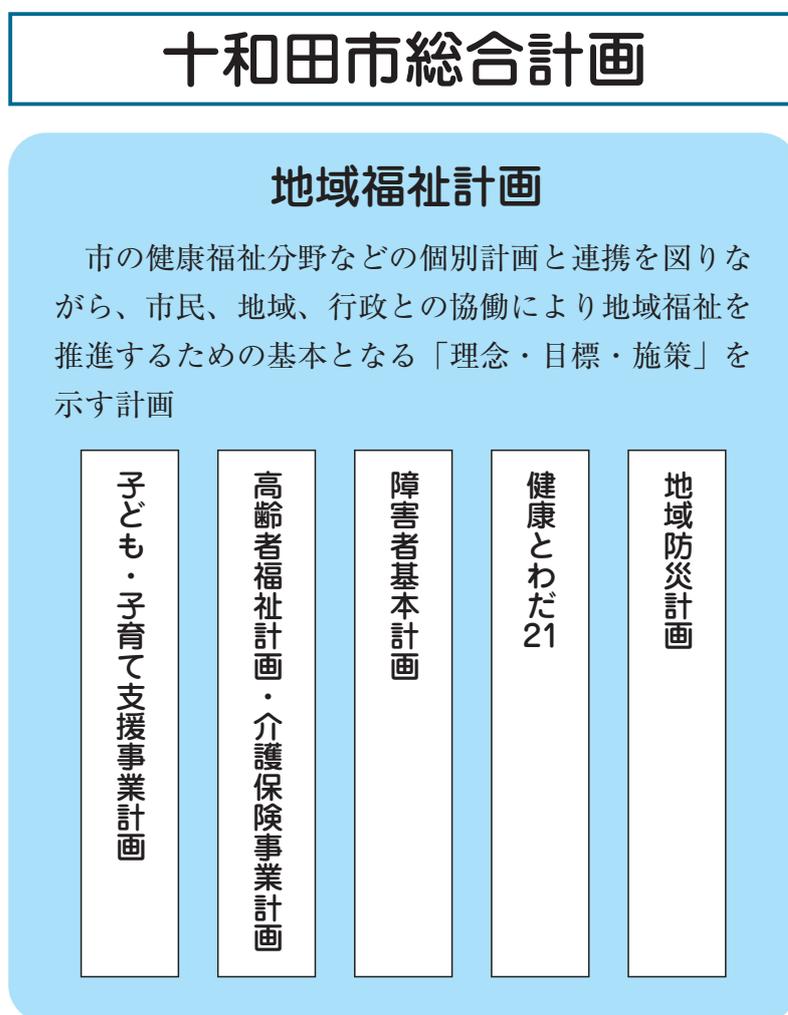
市民一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわり、地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための指針として「十和田市地域福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条の地域福祉の推進を目的とする同法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であるとともに、本市における市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の分野別計画としての性格を持っています。

健康福祉分野などの個別計画と連携を図りながら、多様化する個々の生活課題に対応するために、市民、地域、行政との協働により地域福祉を推進するための基本となる「理念・目標・施策」を示す計画です。

■図 1-1 計画の位置づけ



## 地域福祉計画の法的根拠

社会福祉法（抄）（昭和 26 年法律第 45 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

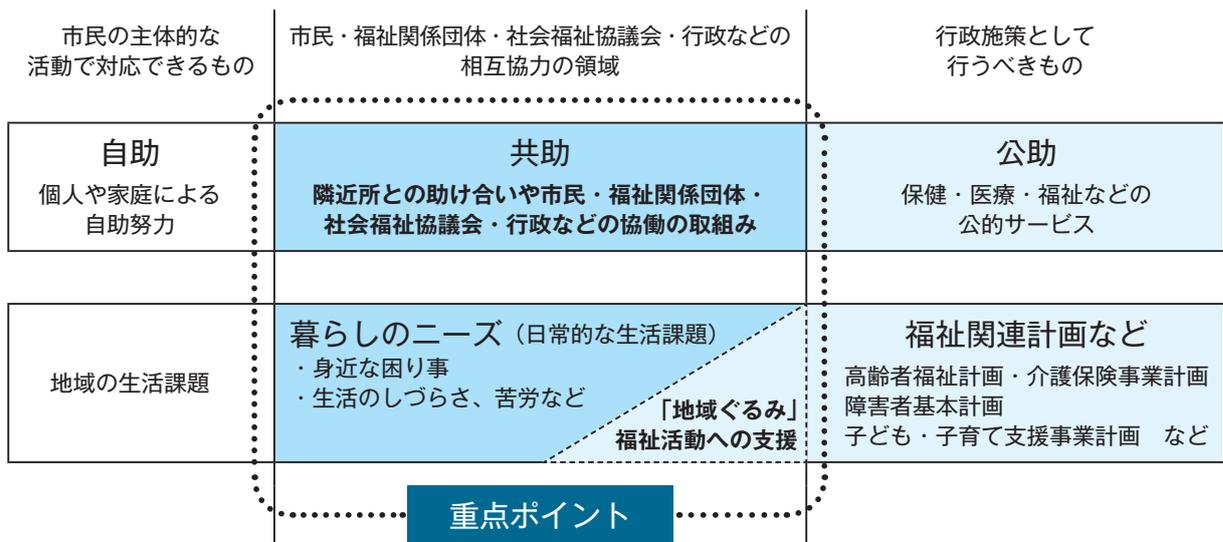
### 3 「自助」・「共助」・「公助」の考え方

本計画では、市民、福祉団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「共助」・「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が重要です。

今日の複雑多様化している社会問題や生活上の課題に対応するためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

そのため、行政による福祉サービスの充実と住民相互の助け合い、支え合い活動の推進を両輪として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■ 図 1-2 「自助」・「共助」・「公助」の関係図



### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 5 計画の策定体制

### (1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、市民参加により計画を策定する場として、福祉関係者、地域団体の代表者、公募委員で構成する「十和田市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案について検討を行いました。

また、行政内部においては、関係課職員による「十和田市地域福祉計画検討委員会」を設置し、計画案について調整・検討を行いました。

### (2) 地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

市民の福祉に関する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために、個人及び団体にアンケート調査を実施しました。

#### ■ 地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施概要

調査の種類	個人用	団体用
調査対象	18～79 歳の市内在住者	市民団体など
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出 男女比率 1 : 1	団体、サークルなどから無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	平成 27 年 10 月～11 月	平成 27 年 10 月～11 月
回収結果	配布数：2,000 件 有効回収数：1,001 件 (有効回収率：50.1%)	配布数：100 件 有効回収数：78 件 (有効回収率：78.0%)



## 第2章

# 地域福祉を取り巻く状況



# 第2章

## 地域福祉を取り巻く状況

### 1 人口動態等

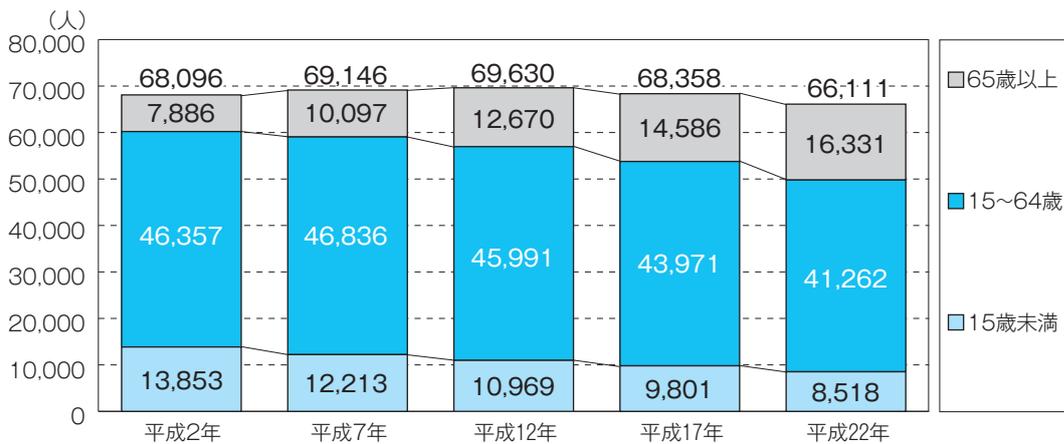
※構成比(%)は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成12年以降減少傾向で推移し、平成22年には、66,111人となっています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向にあり、65歳以上の老年人口が増加傾向にあることから、少子高齢化の進展がみられます。

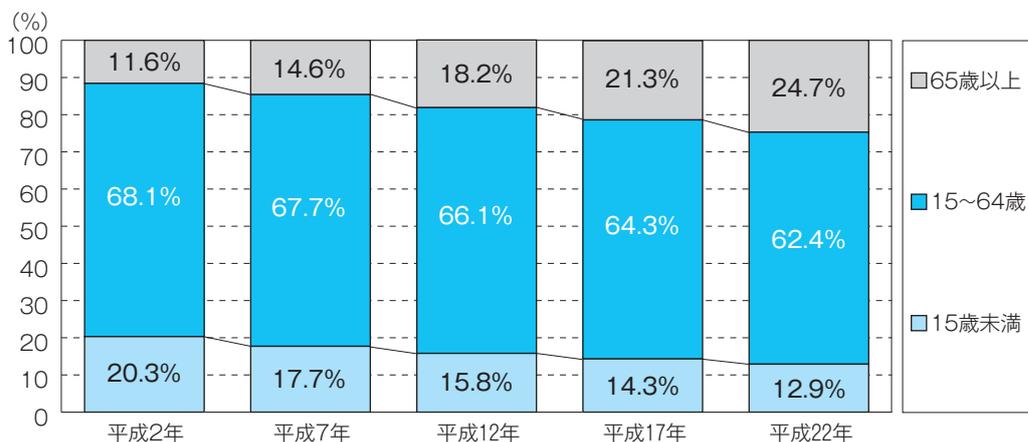
また、年齢3区分別人口の割合では、15歳未満の年少人口割合の減少と65歳以上の老年人口割合の増加が見られ、平成22年には、年少人口割合12.9%、老年人口割合24.7%となっています。

■ 図 2-1 年齢3区分別人口



資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

■ 図 2-2 年齢3区分別人口割合



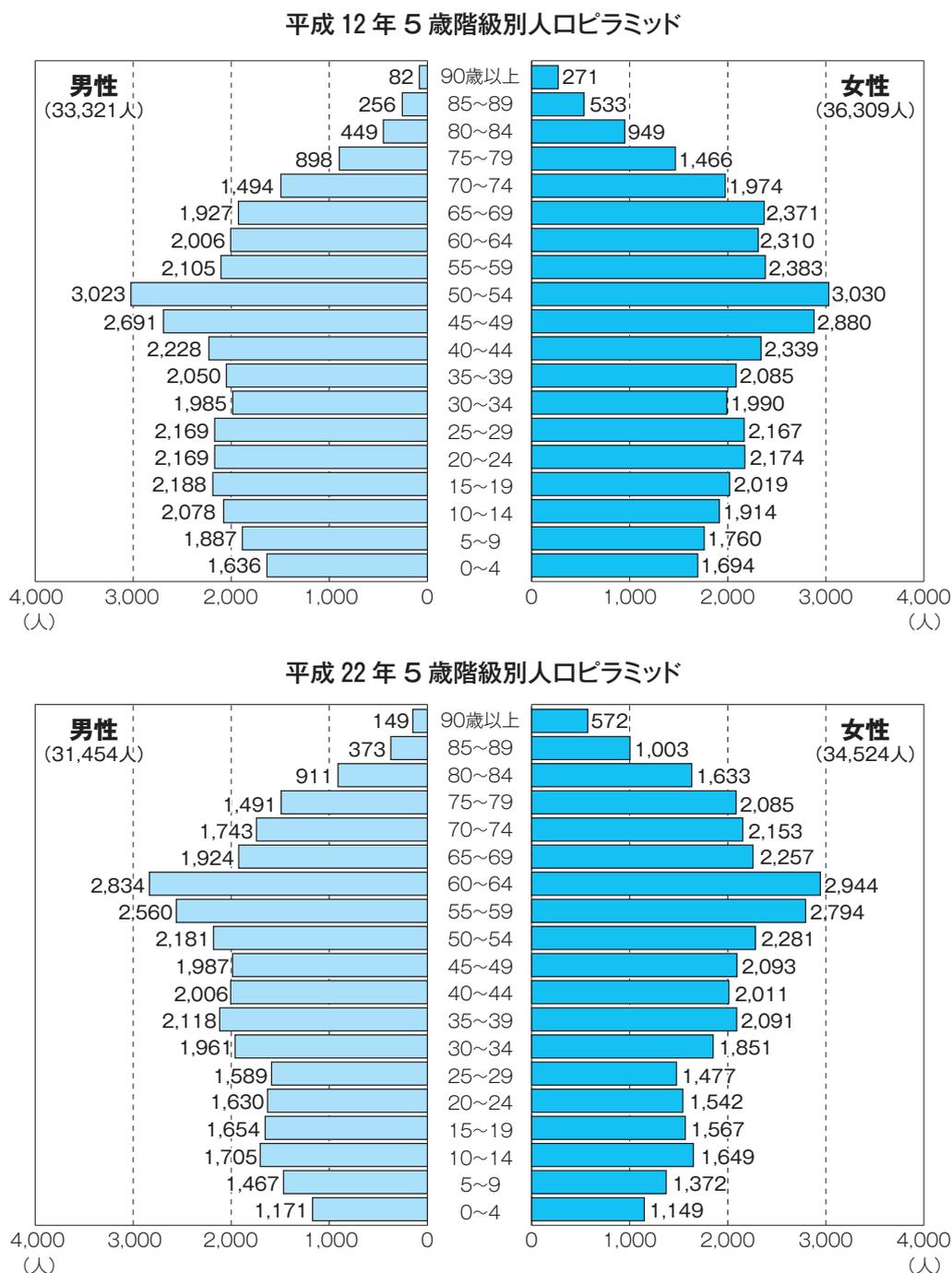
資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

## (2) 人口ピラミッド

平成12年と平成22年の男女別の5歳階級別人口を比較すると、人数の多い年齢階級が、45～54歳階級から55～64歳階級に移行しています。

また、平成12年の10～14歳階級及び15～19歳階級は、平成22年には大幅に減少しています。

■ 図2-3 人口ピラミッド



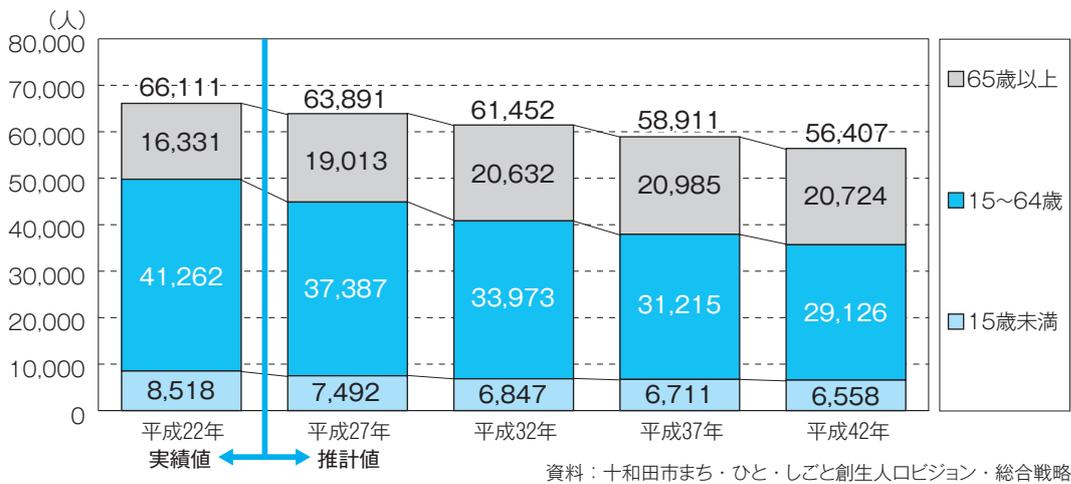
資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

### (3) 人口推計

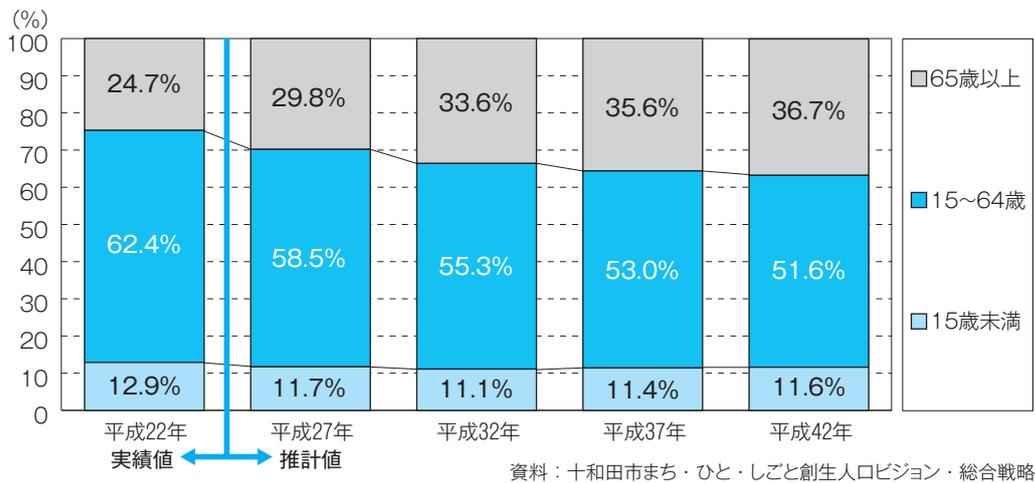
「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」によると、総人口は減少傾向にあり5年後の平成32年には、61,452人となり、平成27年の63,891人と比べ2,439人減少すると予測されます。

また、平成32年には高齢化率が33.6%にまで達すると予測され、およそ人口の3人に1人が高齢者となると予測されます。

■ 図2-4 年齢3区分別人口推計



■ 図2-5 年齢3区分別人口推計の割合

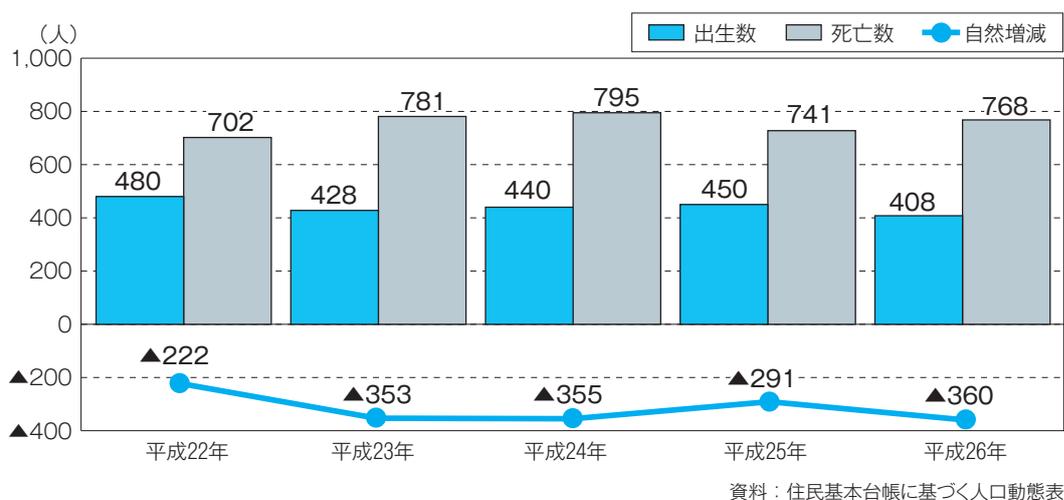


## (4) 自然動態・社会動態

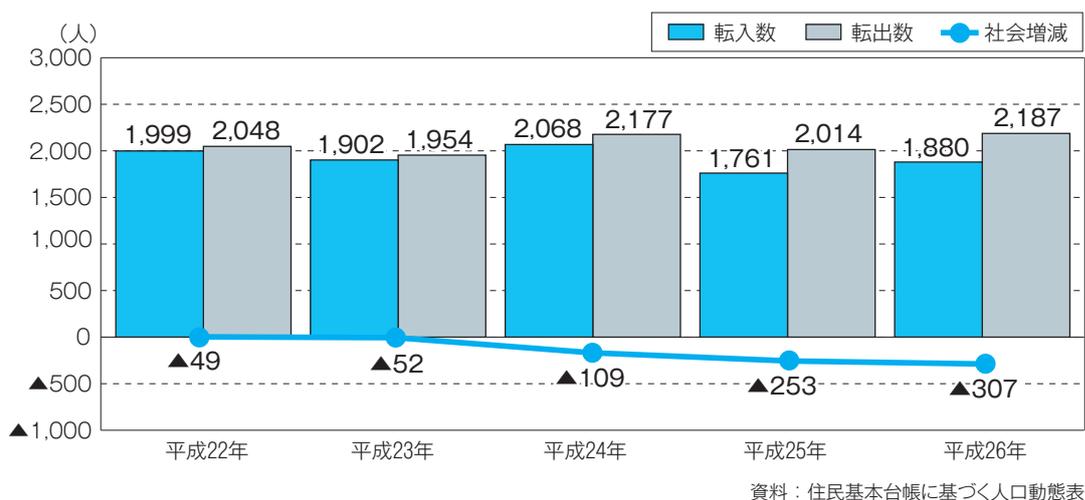
自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、平成26年では、マイナス360人となっています。

また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、平成22年では、マイナス49人であった社会減が、平成26年ではマイナス307人となり年々社会減が増加しています。

■ 図 2-6 自然動態



■ 図 2-7 社会動態



## (5) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、年によって変動がありますが、全国平均や青森県平均とおおむね同水準で推移し、平成25年では、1.44となっています。

■表 2-1 合計特殊出生率

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
十和田市	1.43	1.16	1.38	1.29	1.36	1.44
青森県	1.30	1.26	1.38	1.38	1.36	1.40
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

## (6) 世帯の状況

世帯数は増加傾向で推移し、平成 22 年では 25,494 世帯となっています。

また、世帯数は増加しているものの、1 世帯当たりの人員は減少傾向で推移し、平成 22 年では、2.5 人となっており、単独世帯にも大幅な増加がみられます。

また、父子世帯は、60 世帯前後の横ばい傾向で推移していますが、母子世帯は年々増加傾向にあり、平成 22 年では、581 世帯となっています。

さらに、高齢者のいる世帯は、年々増加傾向で推移し、平成 22 年では、10,453 世帯となっています。中でも、高齢単独世帯と高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）の増加が顕著で、ともに平成 7 年と比較して平成 22 年では、2 倍以上の世帯数となっています。

■表 2-2 世帯の状況

(単位：世帯、人)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数	23,281	24,354	25,262	25,494
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	11,807 50.7%	12,750 52.4%	13,076 51.8%	13,293 52.1%
その他の親族世帯数 (対一般世帯数比)	5,048 21.7%	4,811 19.8%	4,586 18.2%	4,116 16.1%
非親族世帯数 (対一般世帯数比)	74 0.3%	103 0.4%	27 0.1%	207 0.8%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	6,352 27.3%	6,690 27.5%	7,573 30.0%	7,878 30.9%
一般世帯人員	67,387	67,737	66,422	64,011
一世帯当たりの人員	2.9	2.8	2.6	2.5

資料：国勢調査（平成 7 年、平成 12 年は、(旧) 十和田市と十和田湖町の合算数値）

※一般世帯：住居と生計をともにしている人の集まりや単身者で持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

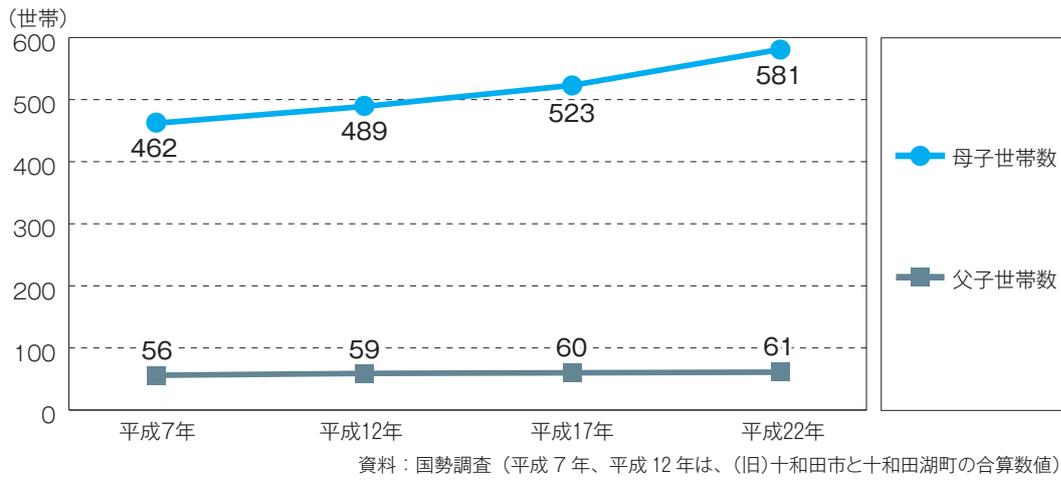
※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯

※その他の親族世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

※非親族世帯：二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯

■ 図 2-8 母子・父子世帯の状況



■ 図 2-9 高齢者のいる世帯の状況



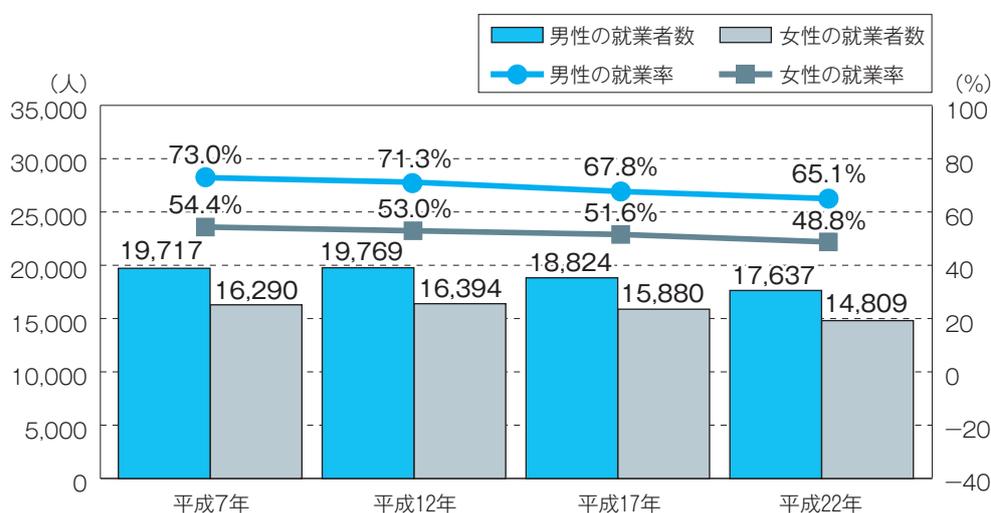
## (7) 就業及び産業の状況

男女別の就業状況は、男女ともに就業率が減少傾向にあり、平成22年では男性65.1%、女性48.8%となっています。

また、産業分類では、女性の第3次産業の増加が著しく、平成22年には、73.9%と7割以上が第3次産業従事者となっています。

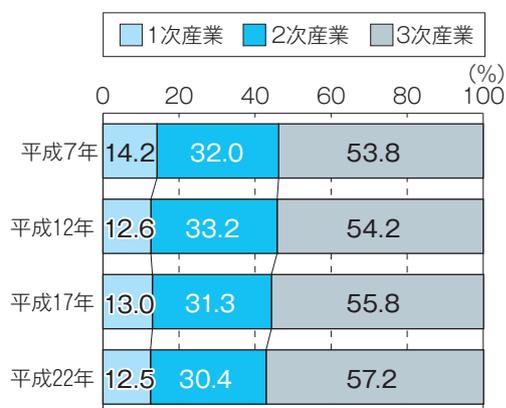
男女年齢別の就業率をみると、女性では、20代後半から30代後半で出産などによって就業率が落ち込む女性特有のM字型曲線を示していたものの、平成22年では、20代後半から30代後半の就業率の上昇により、男性の示す曲線に近づいています。

■ 図 2-10 男女別就業状況



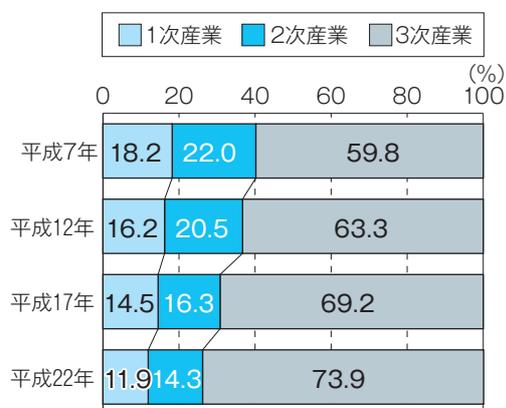
資料：国勢調査（平成7年、平成12年は、(旧)十和田市と十和田湖町の合算数値）

■ 図 2-11 男女別産業分類（男性）



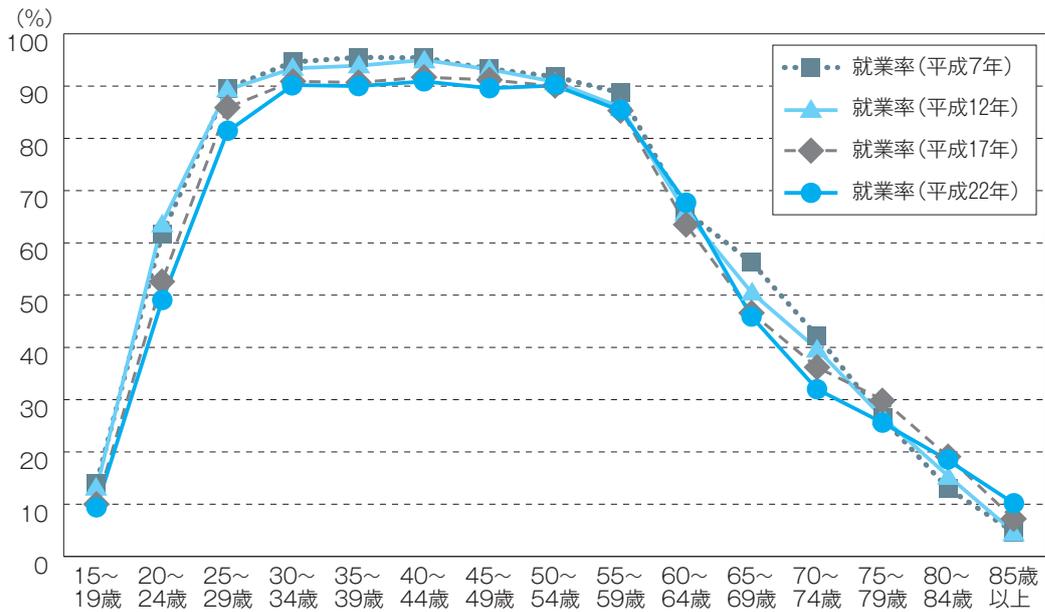
資料：国勢調査

■ 図 2-12 男女別産業分類（女性）



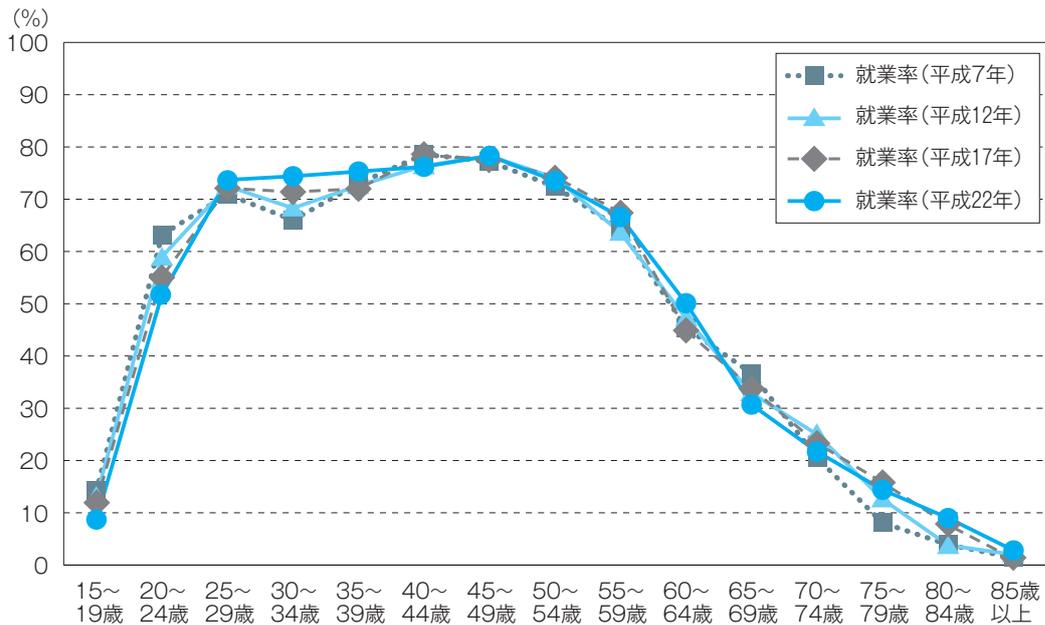
資料：国勢調査

■ 図 2-13 男女年齢別就業状況（男性）



資料：国勢調査

■ 図 2-14 男女年齢別就業状況（女性）



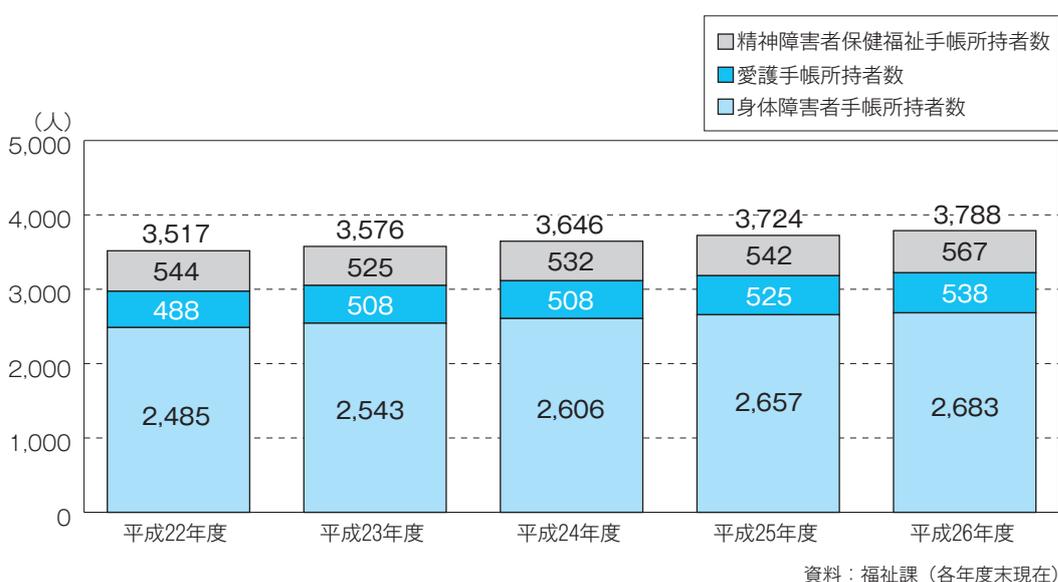
資料：国勢調査

## (8) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者をみると、増加傾向で推移し、平成22年度では3,517人でしたが、平成26年度では3,788人となり、271人増加しています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成22年度から平成23年度にかけて減少があったものの、その後は増加が続き、身体障害者手帳所持者、愛護手帳所持者も増加傾向で推移しています。

■ 図 2-15 障害者手帳所持者数の推移



## (9) 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数

市内小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒数の合計は増加傾向で推移しています。

■ 表 2-3 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

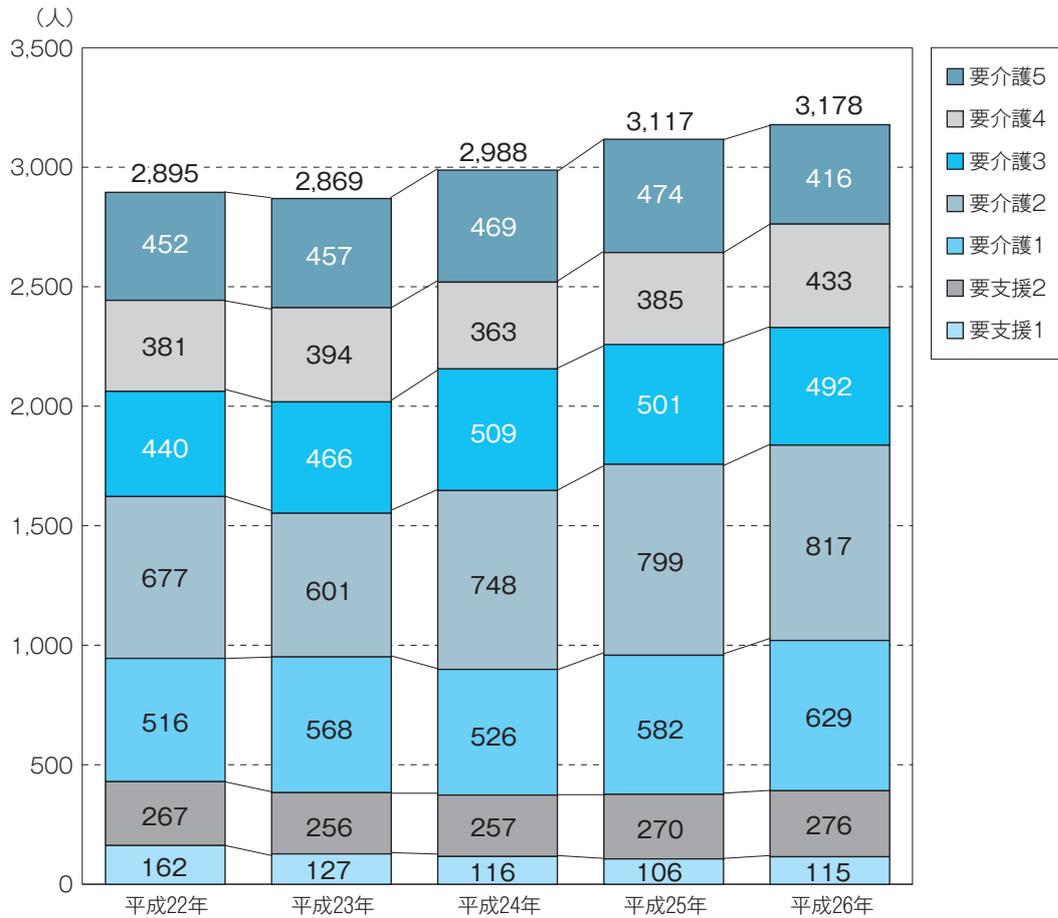
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均(人)
小学校	46	56	60	56	67	57.0
中学校	22	20	30	38	31	28.2
合計(人)	68	76	90	94	98	85.2

資料：教育委員会

## (10) 要介護等認定者の推移

要介護等認定者数の推移をみると平成22年から平成23年にかけて減少しましたが、それ以降は増加傾向で推移し、平成26年9月末現在では、3,178人となっています。

■ 図2-16 要介護等認定者の推移



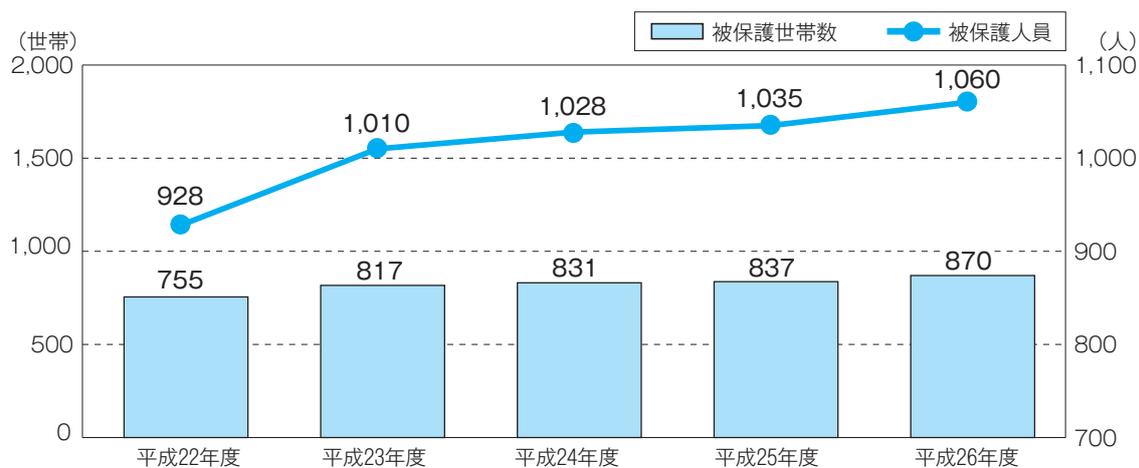
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## (11) 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、増加傾向で推移し、平成22年度では755世帯でしたが、平成26年度では870世帯となり、115世帯増加しています。

また、被保護人員も同様に増加し、平成22年度では928人でしたが、平成26年度では1,060人となり、132人増加しています。

■ 図 2-17 生活保護の状況



資料：福祉課（各年度月平均）

## 2 地域を支える各種団体等の状況

### (1) 町内会

町内会は地域住民のふれ合いの場をつくり、お互いに助け合い、協力をしていくことで、快適で住みよいまちをつくりあげていくために、地域に住む人々の最も身近な自治組織です。平成27年12月末現在、市内には294町内会があります。

### (2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民や行政・専門家の参加のもと、地域のまちづくりに関する福祉関係機関などとの連絡・調整、調査、企画、事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利団体の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで支え合い、学び合いながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒の健全育成事業など各種の福祉活動を展開しています。

### (3) 民生委員・児童委員

民生委員は、社会福祉の増進のため、身近な相談役として地域で様々な相談に応じ、必要な援助が受けられるよう専門機関につなぐ役割などを果たしています。

また、民生委員は、児童委員も兼ねており、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊産婦、母子家庭などの心配ごとの相談・支援を行っています。

主任児童委員は、児童委員と連携し、市や児童相談所などの各種機関との連絡・調整を行い、児童福祉の推進に努めています。

平成27年12月末現在、市では民生委員・児童委員が134人、主任児童委員が11人の合計145人が活動しています。

## (4) 主な市民活動、ボランティア団体の状況

---

平成 28 年 2 月末現在、市に登録している市民活動、ボランティア団体は NPO 法人を含め 142 団体あり、保健、医療、福祉、まちづくり、芸術、スポーツなどの様々な分野で活動しています。

また、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、平成 28 年 2 月末現在、団体が 41 団体、個人が 61 人の合計 3,378 人が登録しています。

その他にも、保育施設や幼稚園、介護保険サービスや障害福祉サービスを提供する様々な福祉施設などと連携し、子どもから高齢者までの多くの市民が地域福祉を推進しています。

---

※ボランティア：強制ではなく自発的な意思で、他者や社会のために、金銭的な利益を第一に求めない無報酬の活動をする人のことです。一般的には無償で行うものを指しますが、交通費などの実費や少ない対価を受ける有償ボランティアもあります。

※ NPO：「Nonprofit Organization」または「Not for Profit Organization」の略で、営利を目的とせず、社会貢献を目的とした民間の組織のことです。日本語では「民間非営利組織」と訳され、狭い意味では、特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）を指しますが、広い意味では、財団法人や社会福祉法人、協同組合といった組織も含まれます。

### 3 アンケート調査の結果

※回答の構成比(%)は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

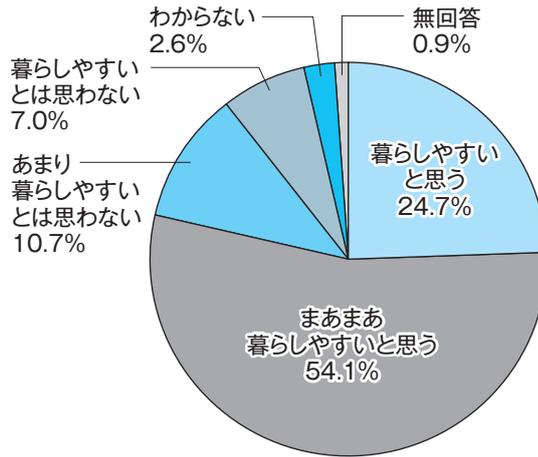
#### (1) 十和田市地域福祉計画策定のためのアンケート調査(個人用)

##### ①暮らしやすいまちか

十和田市は暮らしやすいまちかでは、「まあまあ暮らしやすいと思う」が54.1%で最も多く、「暮らしやすいと思う」(24.7%)を合わせると、78.8%が暮らしやすいと思うと回答しています。

また、「あまり暮らしやすいとは思わない」(10.7%)、「暮らしやすいとは思わない」(7.0%)を合わせると、17.7%が暮らしやすいとは思わないと回答しています。

■ 図 2-18 暮らしやすいまちか



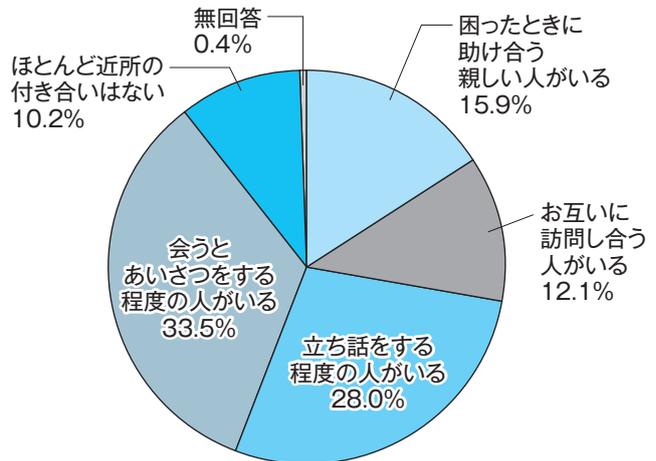
回答者：1,001人

##### ②近所の人との交流や付き合い

近所の人との交流や付き合いでは、「会うとあいさつをする程度の人がいる」が33.5%で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」(28.0%)、「困ったときに助け合う親しい人がある」(15.9%)、「お互いに訪問し合う人がある」(12.1%)となっています。

また、「ほとんど近所の付き合いはない」という回答は1割程度となっています。

■ 図 2-19 近所の人との交流や付き合い

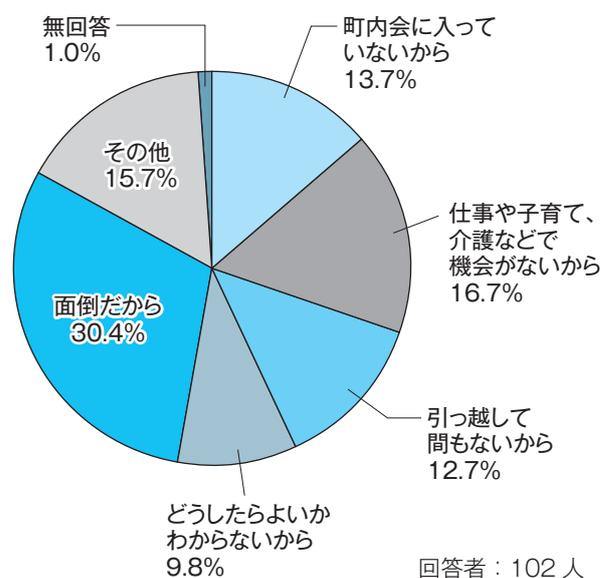


回答者：1,001人

### ③近所付き合いがない理由

近所の付き合いがない理由では、「面倒だから」が30.4%で最も多く、次いで「仕事や子育て、介護などで機会がないから」(16.7%)、「町内会に入っていないから」(13.7%)、「引っ越して間もないから」(12.7%)、「どうしたらよいかわからないから」(9.8%)となっています。

■ 図 2-20 近所付き合いがない理由

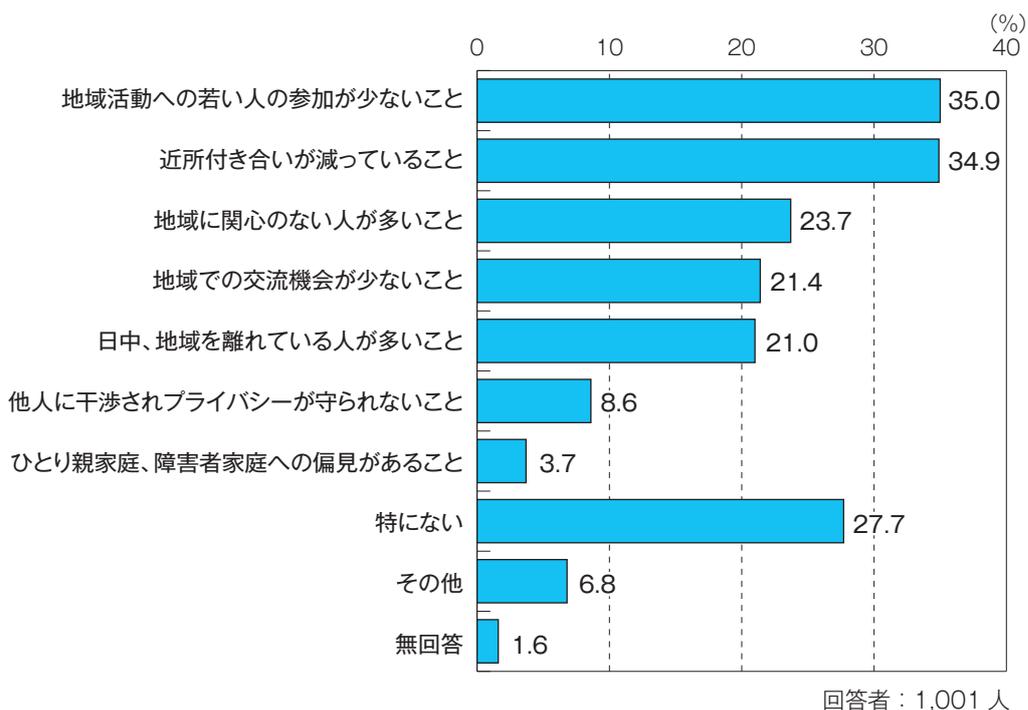


### ④地域の中で問題と思うもの

地域の中で問題と思うものでは、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が35.0%で最も多く、次いで「近所付き合いが減っていること」(34.9%)、「地域に関心のない人が多いこと」(23.7%)、「地域での交流機会が少ないこと」(21.4%)、「日中、地域を離れている人が多いこと」(21.0%)と続いています。

また、「特にない」という回答は3割程度となっています。

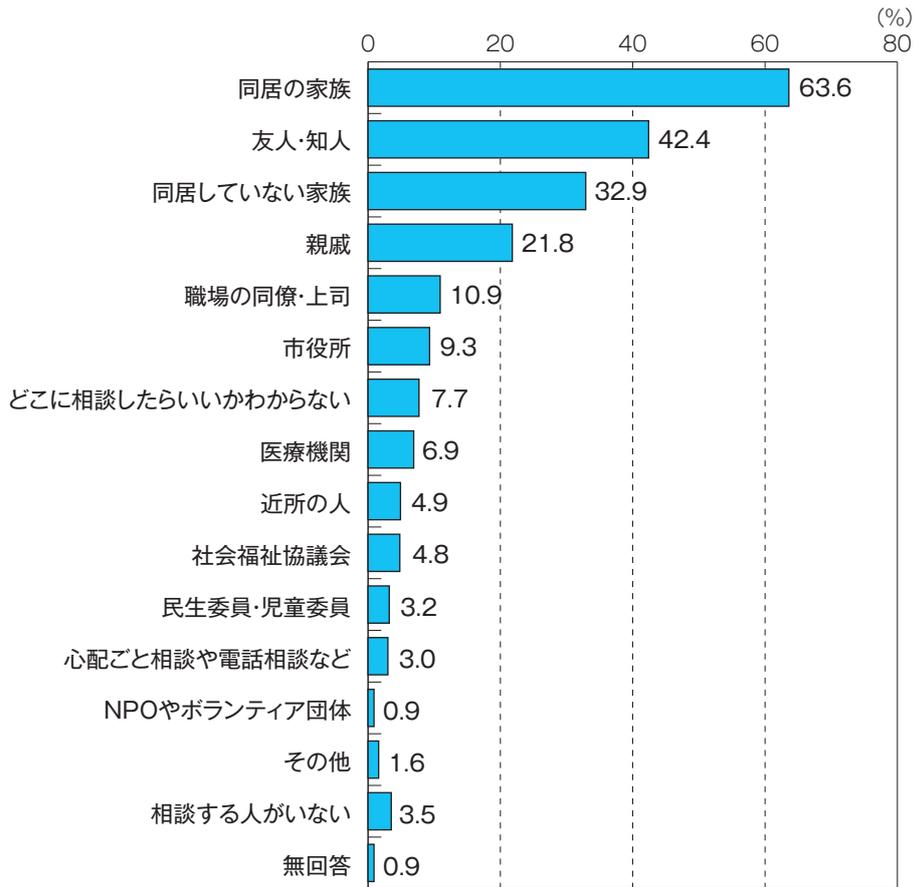
■ 図 2-21 地域の中で問題と思うもの（複数回答）



⑤不安や悩みの相談先

不安や悩みの相談先では、「同居の家族」が63.6%で最も多く、次いで「友人・知人」(42.4%)、「同居していない家族」(32.9%)、「親戚」(21.8%)、「職場の同僚・上司」(10.9%)と続いています。

■ 図 2-22 不安や悩みの相談先（複数回答）



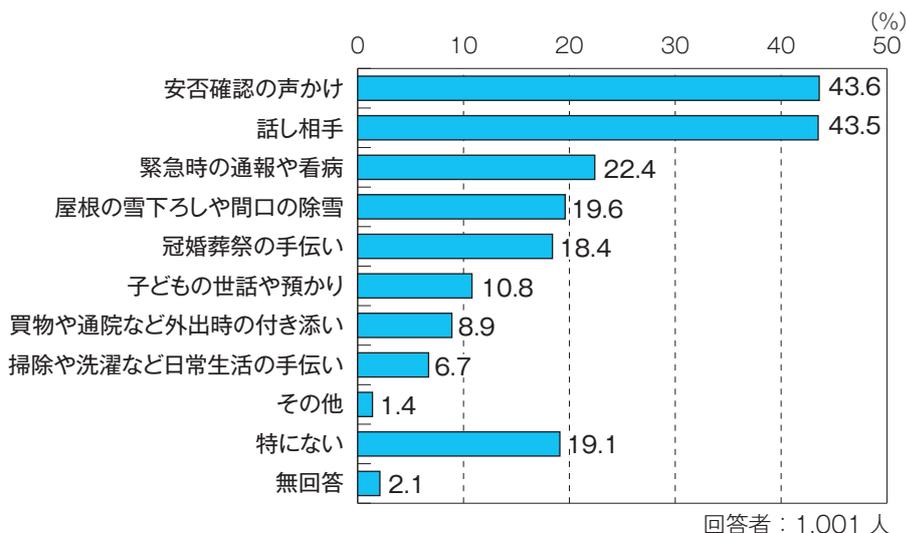
回答者：1,001人

## ⑥近所の人困っている時にできること

近所の人困っている時にできることでは、「安否確認の声かけ」が43.6%で最も多く、次いで「話し相手」(43.5%)、「緊急時の通報や看病」(22.4%)、「屋根の雪下ろしや間口の除雪」(19.6%)、「冠婚葬祭の手伝い」(18.4%)と続いています。

また、「特にない」という回答は2割程度となっています。

■ 図 2-23 近所の人困っている時にできること（複数回答）

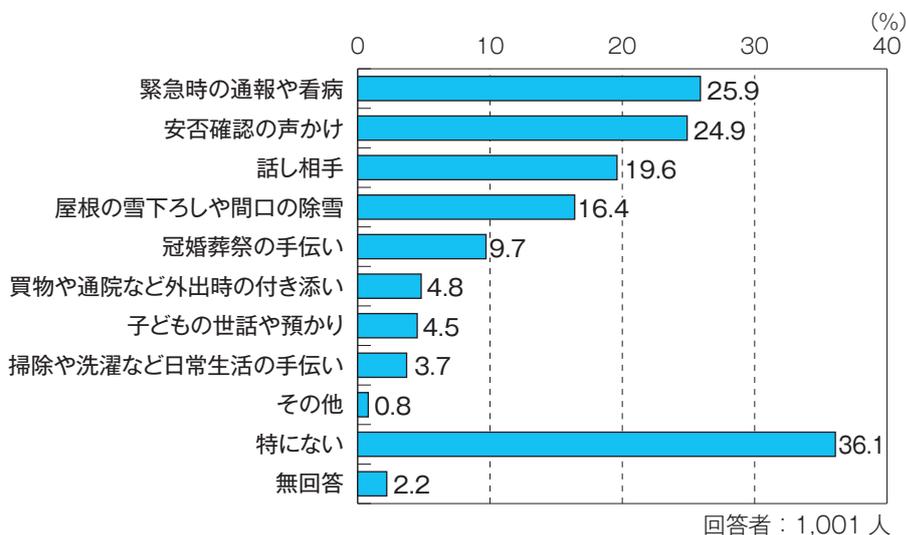


## ⑦困っている時に近所の人にしてもらいたいこと

困っている時に近所の人にしてもらいたいことでは、「緊急時の通報や看病」が25.9%で最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(24.9%)、「話し相手」(19.6%)、「屋根の雪下ろしや間口の除雪」(16.4%)と続いています。

また、「特にない」という回答は4割程度となっています。

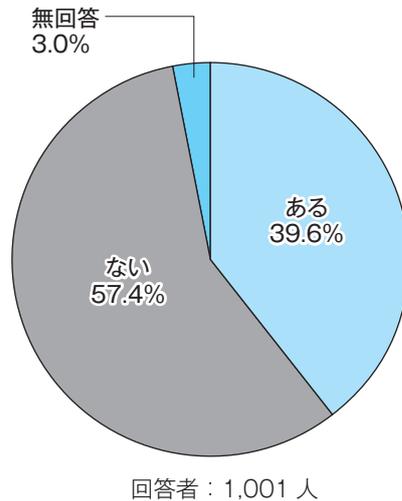
■ 図 2-24 困っている時に近所の人にしてもらいたいこと（複数回答）



⑧地域に支えられたと感じたことがあるか

地域に支えられたと感じたことがあるかでは、39.6%が「ある」、57.4%が「ない」と回答しており、「ない」という回答の方が多くなっています。

■図 2-25 地域に支えられたと感じたことがあるか

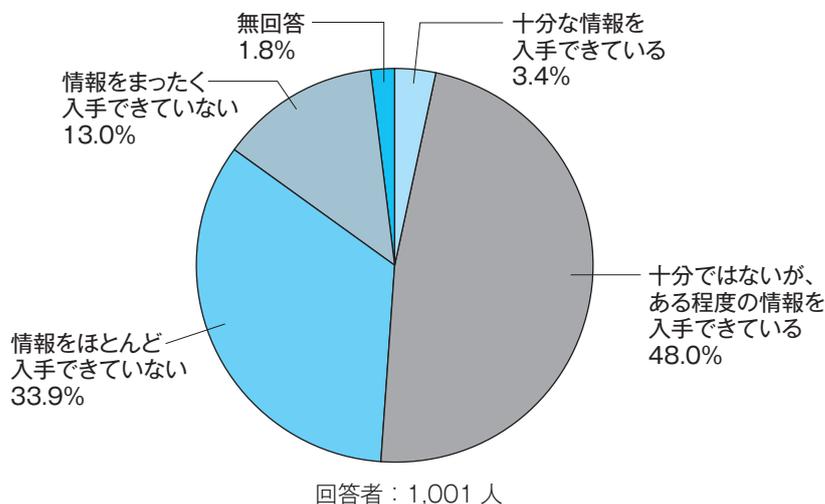


⑨福祉に関する情報を十分に得られているか

福祉に関する情報を十分に得られているかでは、「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」が48.0%で最も多く、「十分な情報を入手できている」(3.4%)と合わせると、51.4%が情報を入手できていると回答しています。

また、「情報をほとんど入手できていない」(33.9%)、「情報をまったく入手できていない」(13.0%)を合わせると46.9%が情報を入手できていないと回答しており、状況がわかれています。

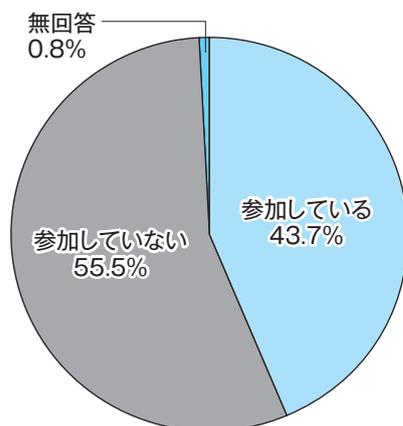
■図 2-26 福祉に関する情報を十分に得られているか



### ⑩地域活動に参加しているか

地域活動に参加しているかでは、「参加している」が43.7%、「参加していない」が55.5%と回答しており、参加していない人の割合がやや多くなっています。

■ 図 2-27 地域活動に参加しているか

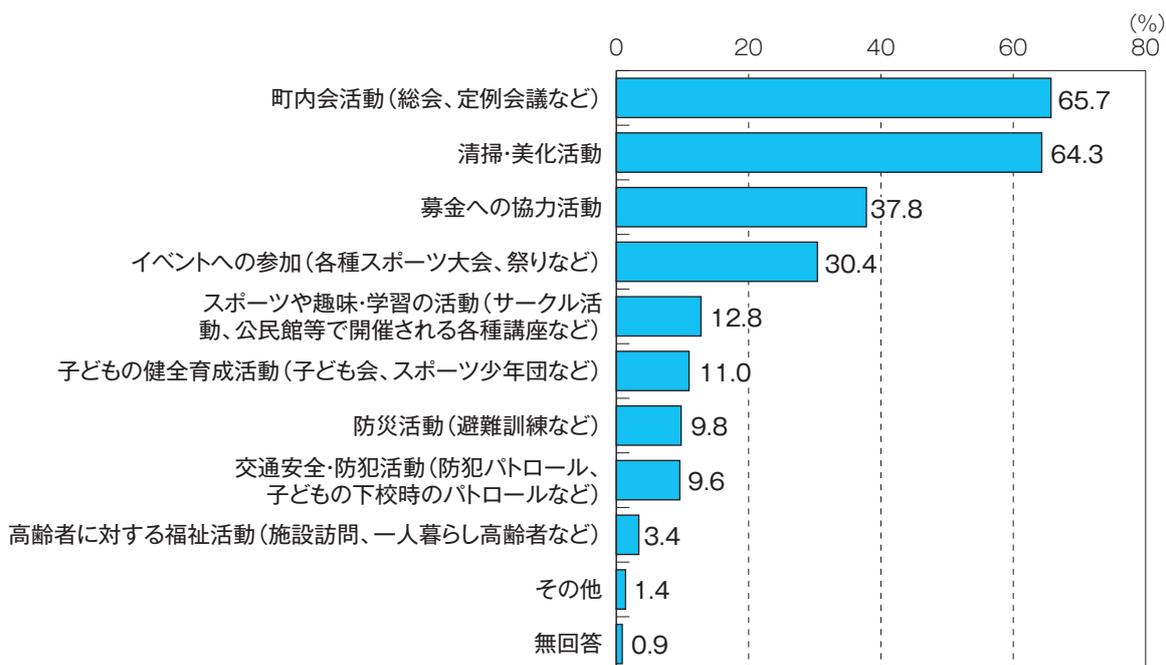


回答者：1,001人

### ⑪参加している地域活動

参加している地域活動では、「町内会活動（総会、定例会議など）」が65.7%で最も多く、次いで「清掃・美化活動」（64.3%）、「募金への協力活動」（37.8%）、「イベントへの参加（各種スポーツ大会、祭りなど）」（30.4%）と続いています。

■ 図 2-28 参加している地域活動（複数回答）

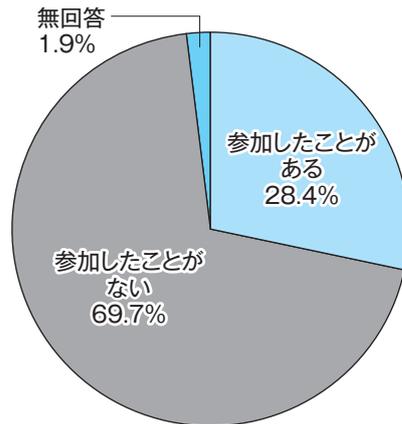


回答者：437人

⑫ ボランティア活動に参加したことがあるか

ボランティア活動に参加したことがあるかでは、「参加したことがある」が28.4%、「参加したことがない」が69.7%と回答しており、参加したことがない人の割合が多くなっています。

■ 図 2-29 ボランティア活動に参加したことがあるか

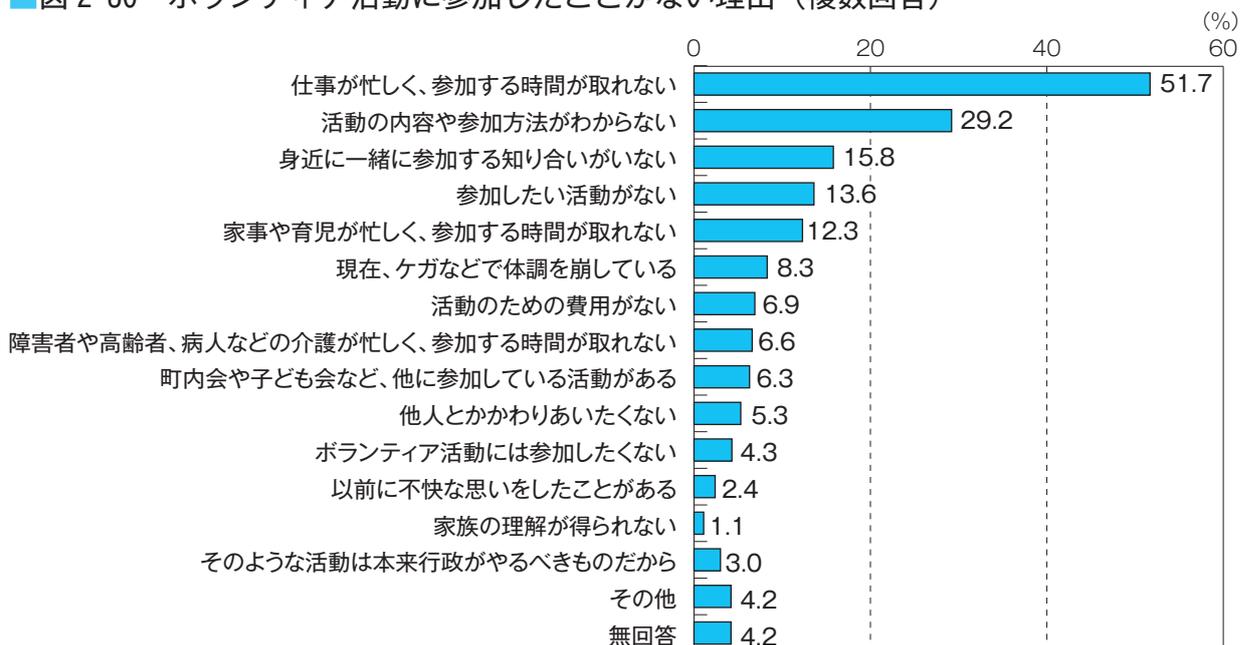


回答者：1,001人

⑬ ボランティア活動に参加したことがない理由

ボランティア活動に参加したことがない理由では、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が51.7%で最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」(29.2%)、「身近に一緒に参加する知り合いがいない」(15.8%)、「参加したい活動がない」(13.6%)、「家事や育児が忙しく、参加する時間が取れない」(12.3%)と続いています。

■ 図 2-30 ボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）

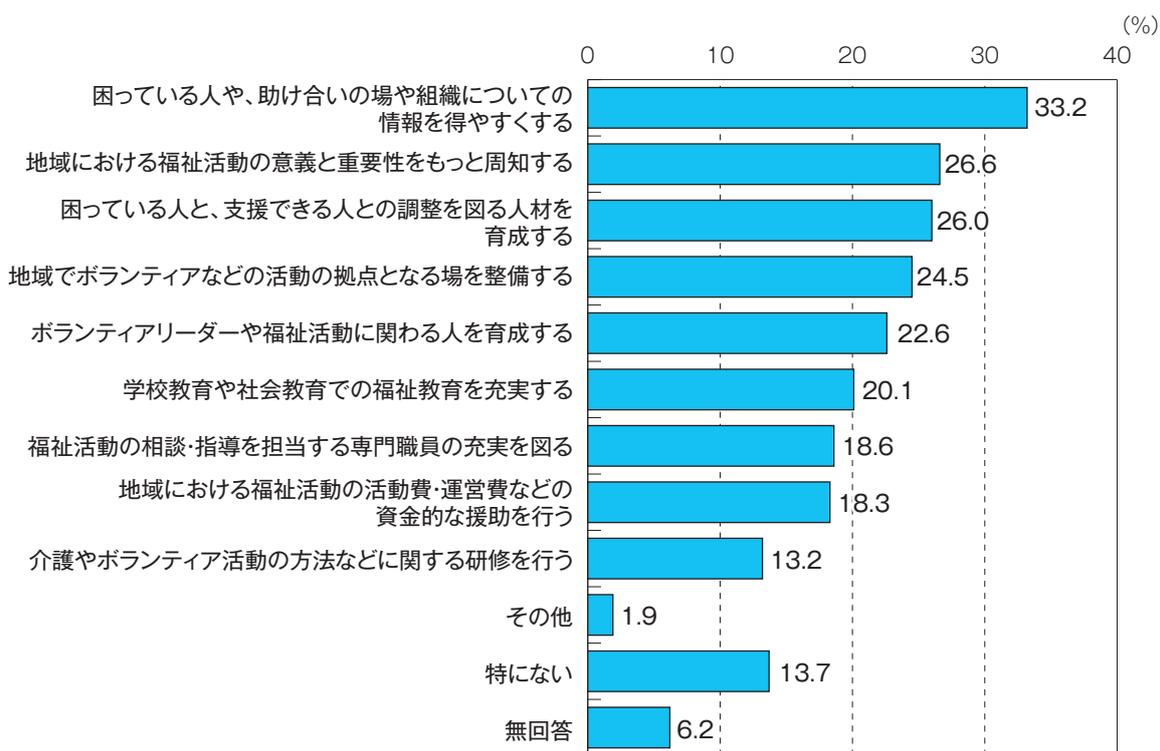


回答者：698人

#### ⑭地域の助け合い活動を活発にするために重要なこと

地域の助け合い活動を活発にするために重要なことでは、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が33.2%で最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」(26.6%)、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」(26.0%)、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」(24.5%)と続いています。

■ 図 2-31 地域の助け合い活動を活発にするために重要なこと（複数回答）

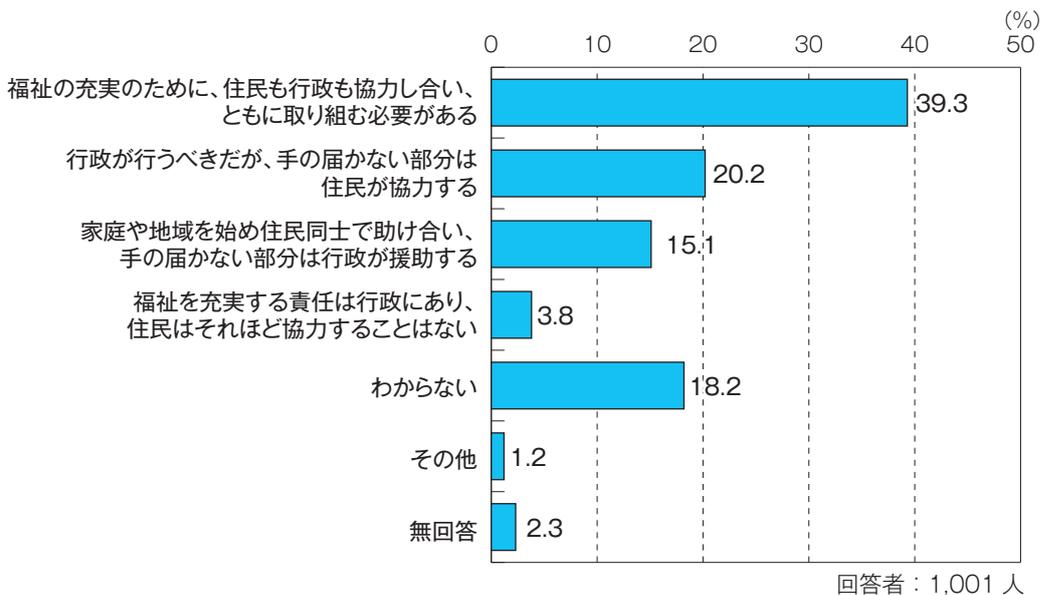


回答者：1,001人

⑮福祉活動を充実させていく上で望ましい住民と行政の関係

福祉活動を充実させていく上で望ましい住民と行政の関係では、「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組む必要がある」が39.3%で最も多く、次いで「行政が行うべきだが、手の届かない部分は住民が協力する」(20.2%)、「家庭や地域を始め住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助する」(15.1%)、「福祉を充実する責任は行政にあり、住民はそれほど協力することはない」(3.8%)となっています。

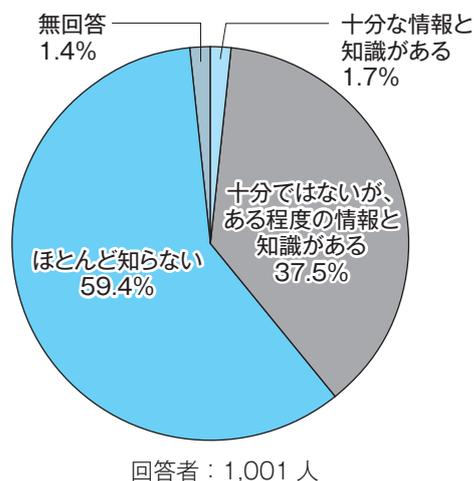
■ 図 2-32 福祉活動を充実させていく上で望ましい住民と行政の関係



⑯市の福祉サービスについてどの程度知っているか

市の福祉サービスについてどの程度知っているかでは、「十分ではないが、ある程度の情報と知識がある」が37.5%、「十分な情報と知識がある」が1.7%となっており、「ほとんど知らない」が59.4%と回答しています。

■ 図 2-33 市の福祉サービスについてどの程度知っているか

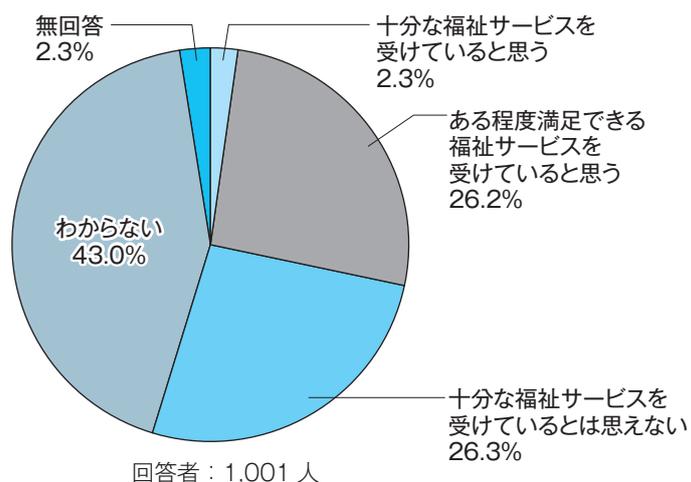


### ⑰日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているか

日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているかでは、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」が26.3%、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が26.2%と、意見がわかれる結果となっています。

また、「わからない」が43.0%と回答しています。

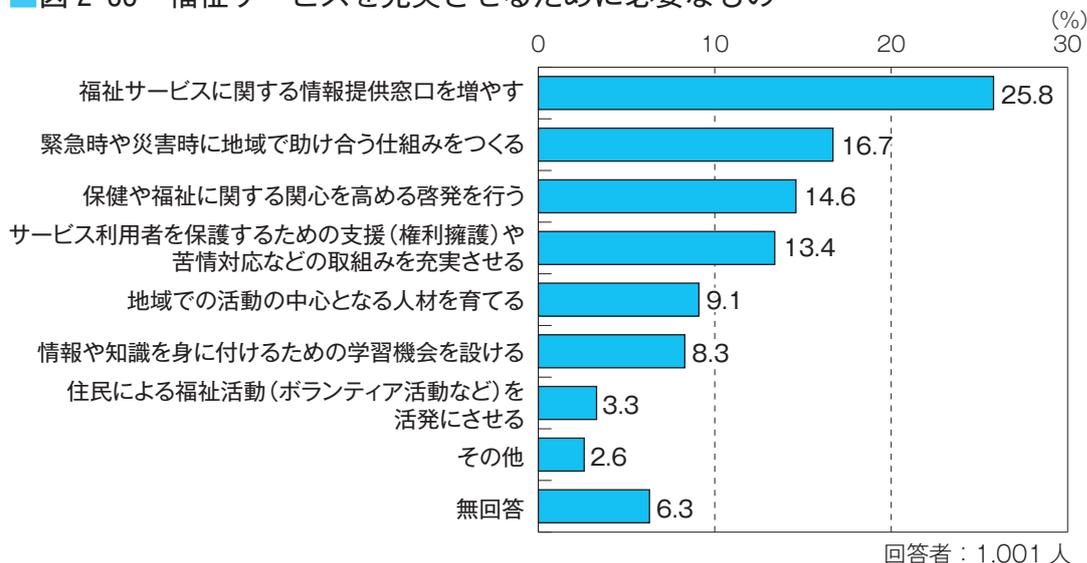
■ 図 2-34 日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているか



### ⑱福祉サービスを充実させるために必要なもの

福祉サービスを充実させるために必要なものでは、「福祉サービスに関する情報提供窓口を増やす」が25.8%で最も多く、次いで「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みをつくる」(16.7%)、「保健や福祉に関する関心を高める啓発を行う」(14.6%)、「サービス利用者を守るための支援(権利擁護)や苦情対応などの取組みを充実させる」(13.4%)と続いています。

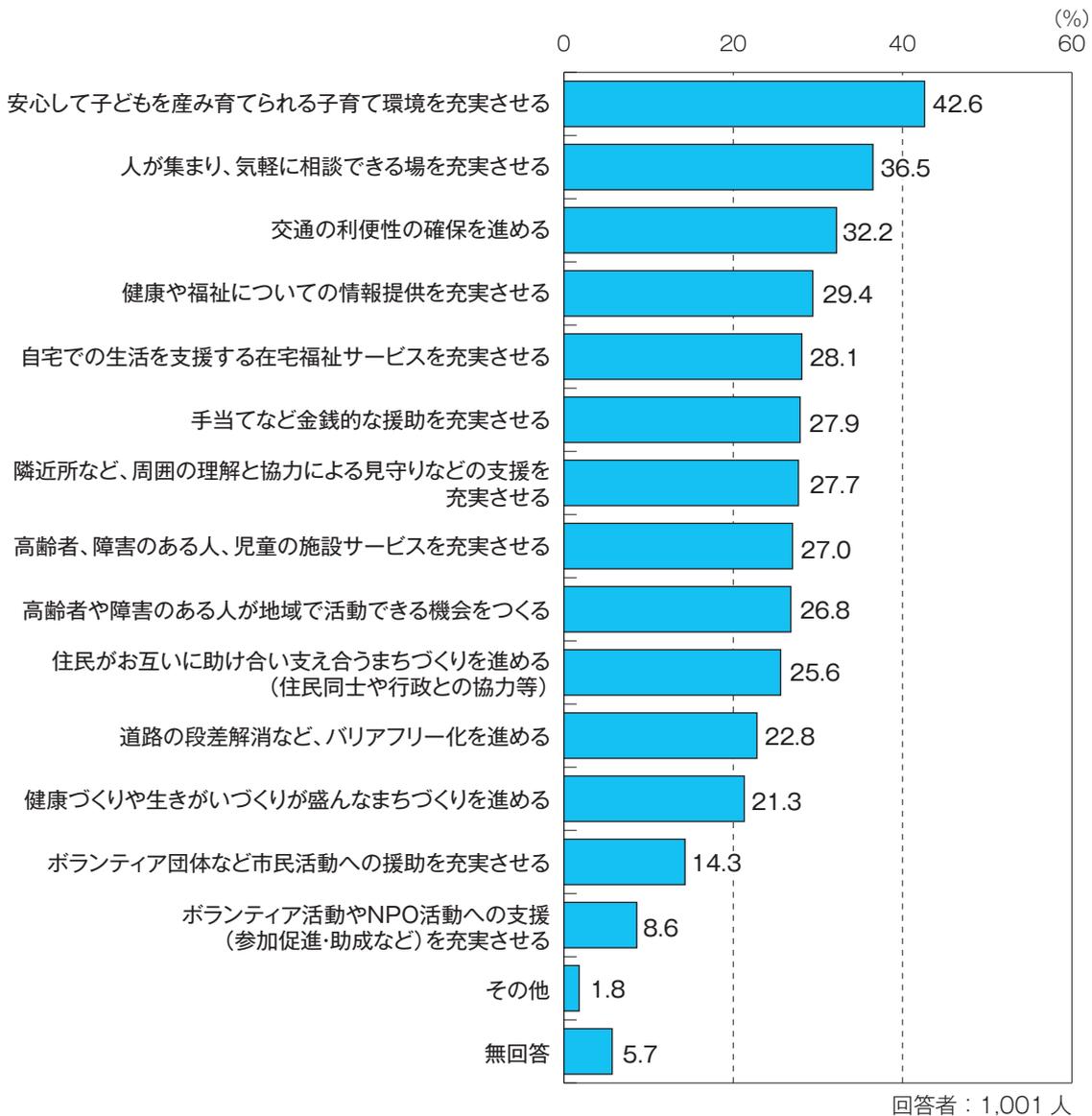
■ 図 2-35 福祉サービスを充実させるために必要なもの



⑩市の福祉施策の充実のために重要な取組み

市の福祉施策の充実のために重要な取組みでは、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が42.6%で最も多く、次いで「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」(36.5%)、「交通の利便性の確保を進める」(32.2%)、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」(29.4%)と続いています。

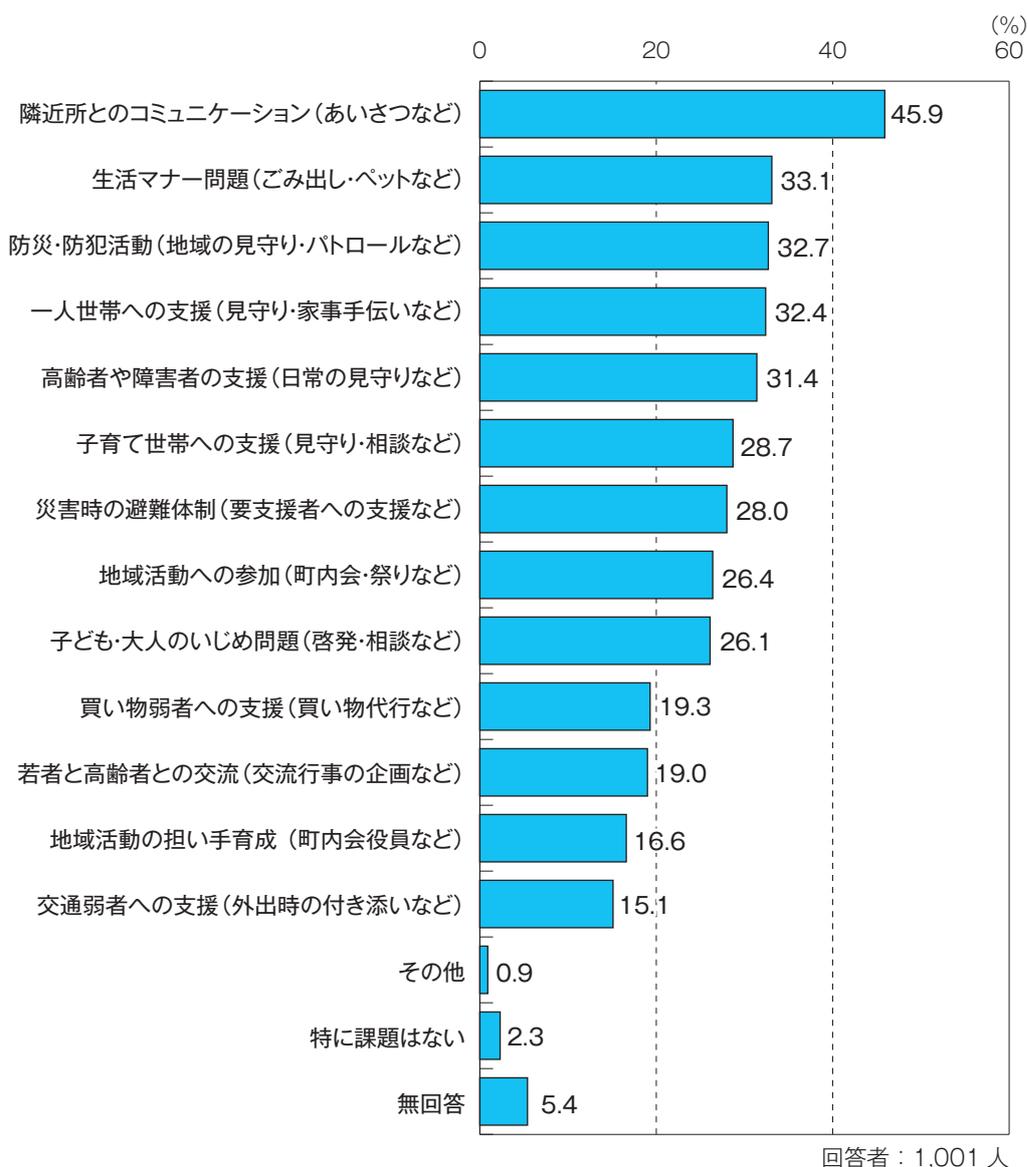
■ 図 2-36 市の福祉施策の充実のために重要な取組み（複数回答）



## ⑳安心して生活するために取り組むべき課題

安心して生活するために取り組むべき課題では、「隣近所とのコミュニケーション（あいさつなど）」が45.9%で最も多く、次いで「生活マナー問題（ごみ出し・ペットなど）」（33.1%）、「防災・防犯活動（地域の見守り・パトロールなど）」（32.7%）、「一人世帯への支援（見守り・家事手伝いなど）」（32.4%）、「高齢者や障害者の支援（日常の見守りなど）」（31.4%）と続いています。

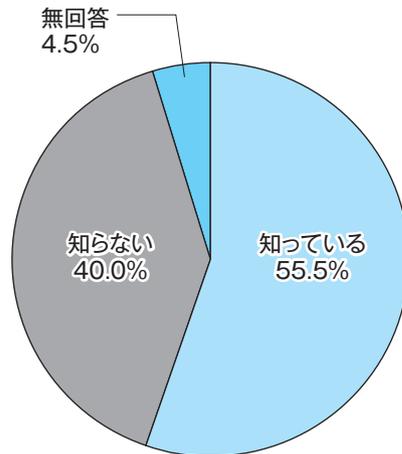
■ 図 2-37 安心して生活するために取り組むべき課題（複数回答）



②災害時の避難場所を知っているか

災害時の避難場所を知っているかでは、「知っている」が55.5%、「知らない」が40.0%と回答しています。

■ 図 2-38 災害時の避難場所を知っているか

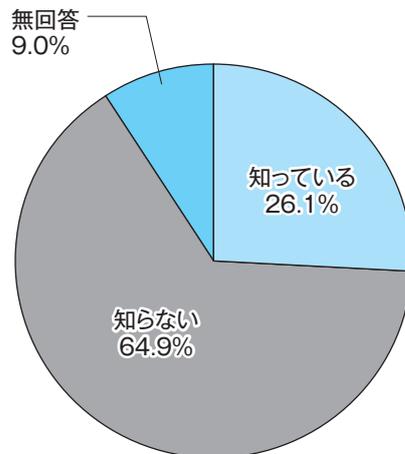


回答者：1,001人

②災害時に一人で避難できない人がいるか知っているか

災害時に一人で避難できない人がいるか知っているかでは、「知っている」が26.1%、「知らない」が64.9%と回答しています。

■ 図 2-39 災害時に一人で避難できない人がいるか知っているか

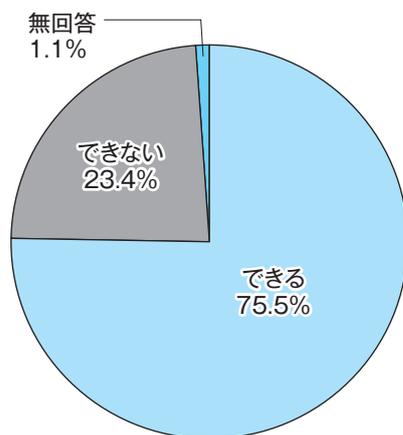


回答者：1,001人

### ⑳一人で避難できない人と一緒に避難できるか

一人で避難することができない人と一緒に避難できるかでは、「できる」が75.5%、「できない」が23.4%と回答しています。

■ 図 2-40 一人で避難できない人と一緒に避難できるか

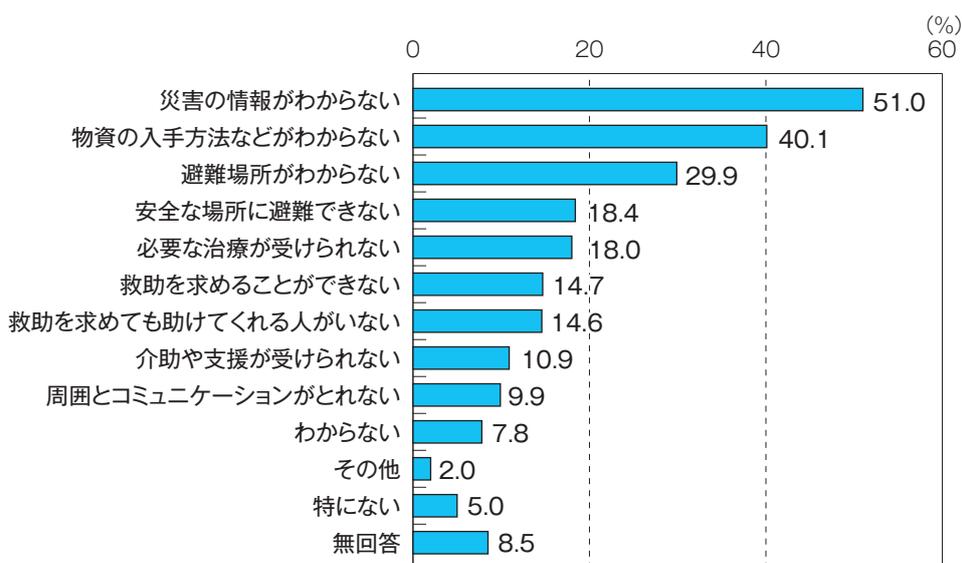


回答者：261 人

### ㉑災害発生時に困ること

災害発生時に困ることでは、「災害の情報がわからない」が51.0%で最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」(40.1%)、「避難場所がわからない」(29.9%)、「安全な場所に避難できない」(18.4%)、「必要な治療が受けられない」(18.0%)と続いています。

■ 図 2-41 災害発生時に困ること（複数回答）

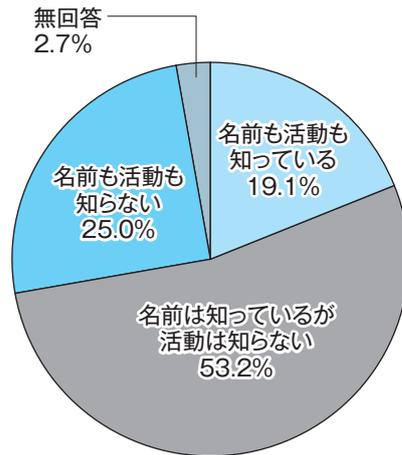


回答者：1,001 人

⑳ 十和田市社会福祉協議会を知っているか

十和田市社会福祉協議会を知っているかでは、「名前は知っているが活動は知らない」が53.2%で最も多く、次いで「名前も活動も知らない」(25.0%)、「名前も活動も知っている」(19.1%)となっています。

■ 図 2-42 十和田市社会福祉協議会を知っているか

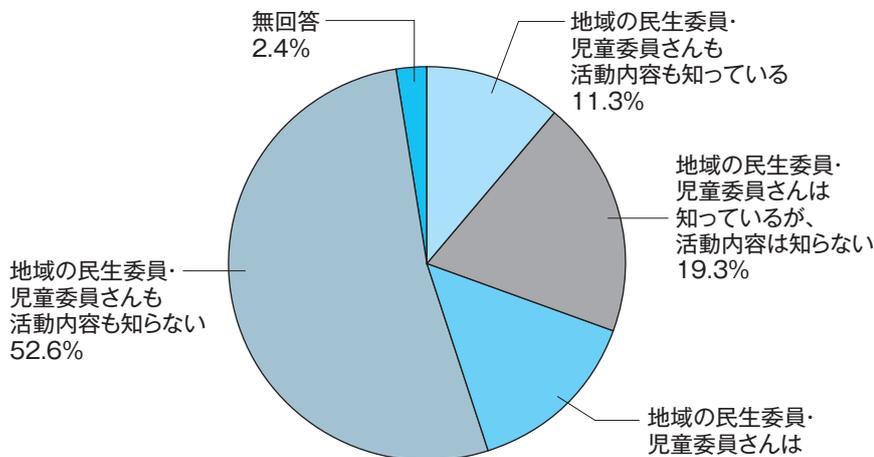


回答者：1,001人

㉑ 地域の民生委員・児童委員を知っているか

地域の民生委員・児童委員を知っているかでは、「地域の民生委員・児童委員さんも活動内容も知らない」が52.6%で最も多く、次いで「地域の民生委員・児童委員さんは知っているが、活動内容は知らない」(19.3%)となっています。

■ 図 2-43 地域の民生委員・児童委員を知っているか



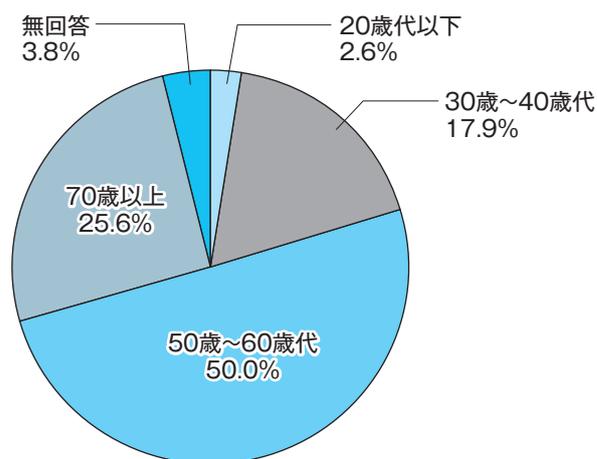
回答者：1,001人

## (2) 十和田市地域福祉計画策定のためのアンケート調査（団体用）

### ① 構成員の平均年齢

団体の構成員の平均年齢では、「50歳～60歳代」が50.0%で最も多く、次いで「70歳以上」(25.6%)、「30歳～40歳代」(17.9%)、「20歳代以下」(2.6%)となっています。

■ 図 2-44 構成員の平均年齢

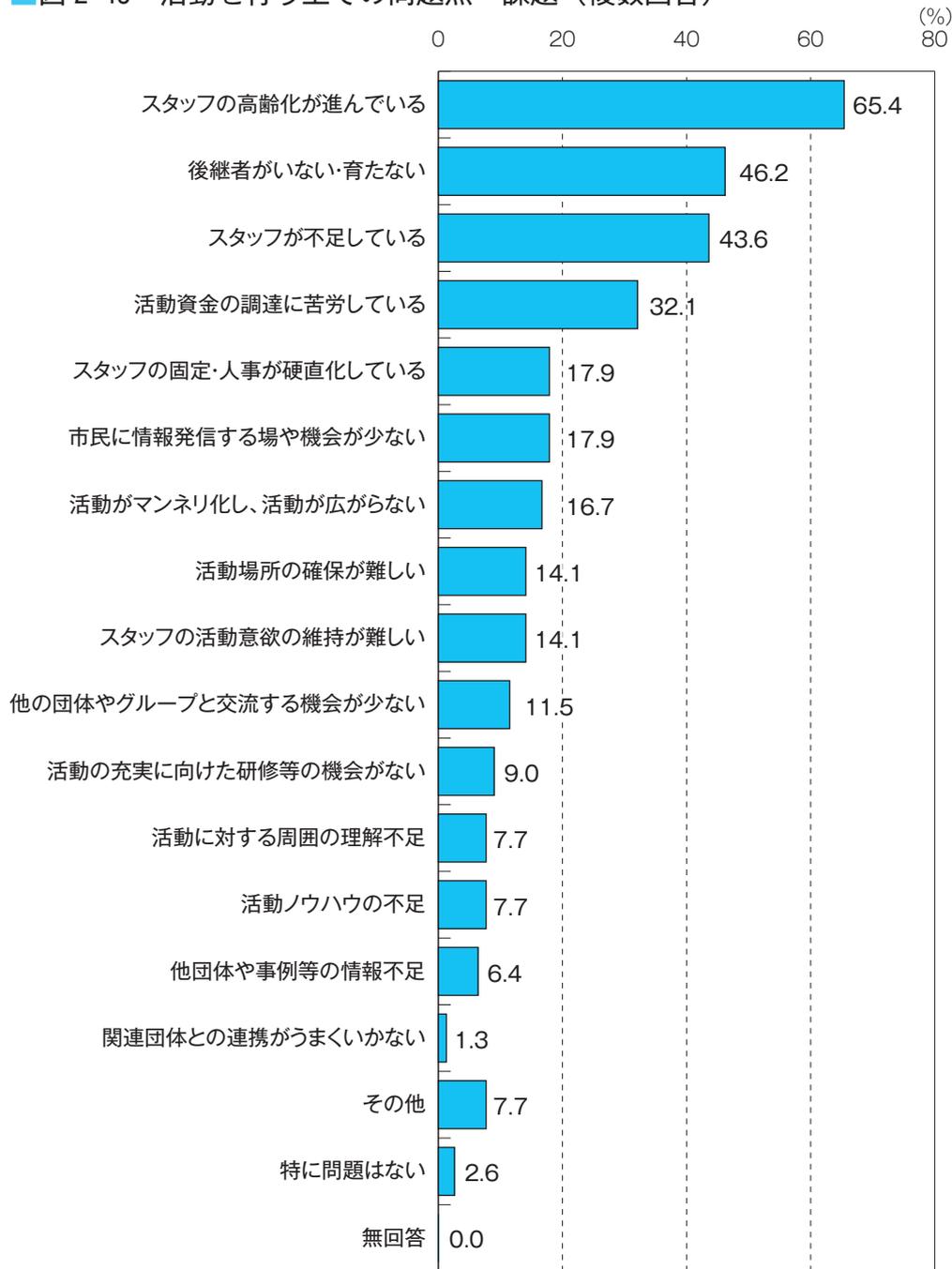


回答者：78 団体

②活動を行う上での問題点・課題

活動を行う上での問題点・課題では、「スタッフの高齢化が進んでいる」が65.4%で最も多く、次いで「後継者がいない・育たない」(46.2%)、「スタッフが不足している」(43.6%)、「活動資金の調達に苦労している」(32.1%)と続いています。

■ 図 2-45 活動を行う上での問題点・課題（複数回答）

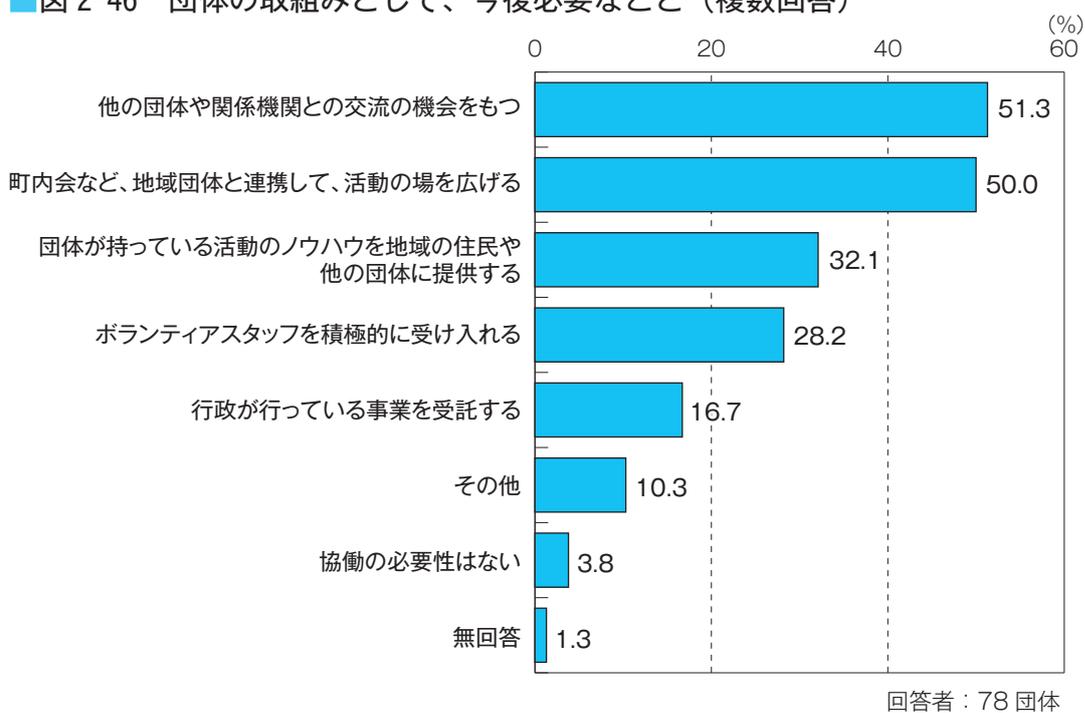


回答者：78 団体

### ③団体の取組みとして、今後必要なこと

団体の取組みとして、今後必要なことでは、「他の団体や関係機関との交流の機会を持つ」が51.3%で最も多く、次いで「町内会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」が50.0%となっており、この2つの回答が多く5割を超えています。

■ 図 2-46 団体の取組みとして、今後必要なこと（複数回答）



## 4 アンケート調査等からの課題及び目指すべき方向性

統計資料やアンケート調査から、本市の地域福祉を推進する上での課題及び今後、目指すべき方向性を次の3つに整理します。

### ①環境づくり：誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉に関する情報については、「情報をほとんど入手できていない」(33.9%)、「情報をまったく入手できていない」(13.0%)を合わせると46.9%が情報を入手できていないと回答しており、必要な情報を発信するのはもちろんのこと、情報を届けるための様々な対策が必要です。(P25：図2-26参照)</li> <li>●十和田市の福祉サービスについては、「ほとんど知らない」が59.4%の回答となっています。(P29：図2-33参照)</li> <li>●日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているかについては、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」が26.3%あり、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要です。(P30：図2-34参照)</li> <li>●福祉サービスを充実させるために必要なものについては、「福祉サービスに関する情報提供窓口を増やす」が25.8%で最も多い回答として挙げられています。(P30：図2-35参照)</li> <li>●十和田市の福祉施策の充実のために重要な取組みについては、3番目に多い回答に「交通の利便性の確保を進める」が32.2%、「道路の段差解消など、バリアフリー化を進める」が22.8%の回答があり、整備に対する要望も少なからず挙げられています。(P31：図2-36参照)</li> </ul>
<p>目 指 す べ き 方 向 性</p>	<p>地域で暮らしていく中で、福祉サービスが必要となった場合には、いつでも自分に合ったサービスを選択し、利用できる環境にあることが重要です。</p> <p>そのため、必要なサービスを必要なときに受けることができるように、利用者主体の福祉サービスの提供体制を構築するため、保健・医療・福祉が連携し、相談・情報提供体制の充実を図ることが必要です。</p> <p>また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住宅、道路、公園、公共施設のほか、社会参加、情報、教育、文化、コミュニケーション、人々の意識など、あらゆる分野において、日常生活環境が安全で快適に利用できる人にやさしい取組みを推進する必要があります。</p> <p>相談・情報提供体制の充実など総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するために「誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり」に努めます。</p>

## ②地域づくり：共に支え合う地域づくり

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近所の人との交流や付き合いについては、「会うとあいさつをする程度の人がいる」が33.5%で最も多く、地域におけるコミュニケーション不足が感じられます。(P21：図 2-19 参照)</li> <li>●近所の付き合いがない理由としては、「面倒だから」が30.4%で最も多く、地域での活動や近所付き合いについての重要性を再確認し、福祉意識の醸成を図ることが必要です。(P22：図 2-20 参照)</li> <li>●地域の中で問題と思うものについては、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が35.0%で最も多く、次に「近所付き合いが減っていること」が34.9%と挙げられています。(P22：図 2-21 参照)</li> <li>●地域活動の参加状況については、「参加している」が43.7%、「参加していない」が55.5%と回答しており、参加していない人がやや上回っています。(P26：図 2-27 参照)</li> <li>●安心して生活するために取り組むべき課題については、3番目に多い回答に「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」が32.7%として挙げられています。(P32：図 2-37 参照)</li> <li>●災害時の避難場所を知っているかについては、「知らない」が40.0%と回答しており、避難場所の周知が必要です。(P33：図 2-38 参照)</li> <li>●災害発生時に困ることについては、「災害の情報がわからない」が51.0%、「物資の入手方法などがわからない」が40.1%となっているなど、情報の種類、情報提供に関することが多くなっています。(P34：図 2-41 参照)</li> <li>●団体の取組みとして、今後どのようなことが必要かについては、「他の団体や関係機関との交流の機会を持つ」が51.3%、「町内会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」が50.0%となっています。(P38：図 2-46 参照)</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">目指すべき方向性</p>	<p>これからの地域福祉は、従来のように限られた人の保護・救済にとどまらず、お互いに支え合い、誰もが家庭や地域で尊厳を持ち、その人らしく生き生きとした生活が送れるようにすることが求められます。</p> <p>誰もが地域の問題を自分自身の問題として受け止め、みんなで助け合い、支え合いながら解決し、生きがいを持って生活していくことが大切です。</p> <p>また、「セーフコミュニティ」を推進し、事故やケガなどは偶然の結果ではなく、予防できるという国際的な考え方にに基づき、地域住民と行政などが協働し、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを進めます。</p> <p>市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合うために「<b>共に支え合う地域づくり</b>」に努めます。</p>

※セーフコミュニティ：事故によるケガ、犯罪、暴力、自殺などを予防するために、行政や組織、団体、市民などが協働で取組み、その方法を科学的な視点で確認、改善を行っているコミュニティのこと。

③人づくり：地域で福祉を支える人づくり

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域に支えられたと感じたことがあるかについては、「ない」が57.4%となっています。(P25：図2-25参照)</li> <li>●団体の構成員の平均年齢は、7割以上が50歳以上で、団体の高齢化が進んでいます。(P36：図2-44参照)</li> <li>●活動を行う上での問題点・課題は、「スタッフの高齢化が進んでいる」が65.4%で最も多く、次いで「後継者がいない・育たない」が46.2%、「スタッフが不足している」が43.6%となっており人材に関する課題が挙げられています。(P37：図2-45参照)</li> <li>●ボランティア活動への参加は、「参加したことがない」が69.7%と回答しています。(P27：図2-29参照)</li> <li>●ボランティア活動に参加したことがない理由については、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が51.7%で最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」が29.2%、「身近に一緒に参加する知り合いがいない」が15.8%、「参加したい活動がない」が13.6%と比較的多い回答として挙げられており、ボランティア活動をしたことがない人にも潜在的な参加意欲が感じられます。(P27：図2-30参照)</li> </ul>
<p>目指すべき方向性</p>	<p>地域福祉を推進するためには、誰もが地域への愛着を持ち、様々な活動に参加していくことが重要です。</p> <p>そのため、お互いを尊重する思いやりの心を持ち、福祉への理解を深め、地域に関わるボランティア活動・NPO活動を促進するとともに、その活動を支援する仕組みづくりが必要です。</p> <p>さらに、地域の福祉活動をより一層推進するためには、豊かな知識と経験を持った人材を活用するなど、福祉活動を担う人材の育成が必要です。</p> <p>ボランティア団体やNPO法人などをはじめとする地域福祉を担う人材確保のために「<b>地域で福祉を支える人づくり</b>」に努めます。</p>



## 第 3 章

# 計画の基本的な考え方



# 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 基本理念

みんなで支える共生のまち

と わ だ

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、誰もが望む共通の願いです。

そのためには、地域で暮らす様々な人の個性や価値観を認め合い、子どもから高齢者までの誰もがふれ合い、支え合う共生社会の実現が不可欠です。

近年、一人暮らしや高齢者世帯の増加、核家族化の進展によって、住民同士のつながりが希薄化する中では、地域において様々な福祉の課題が生じています。

その課題を解決していくためには、市民一人ひとりのほか、町内会、ボランティア、NPO 活動などの取組み、行政の福祉サービスなどの取組みが連携し、協働による地域づくりが求められています。

このことから、「**みんなで支える共生のまち とわだ**」を本計画の基本理念とし、地域福祉を推進していきます。

## 2 計画の基本目標・基本施策

本計画の基本理念を目指すため、「誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり」、「共に支え合う地域づくり」、「地域で福祉を支える人づくり」の3つの基本目標を柱に、基本施策を掲げて地域福祉を推進していきます。

基本目標	基本施策
<b>《環境づくり》</b> (1) 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり	①相談・情報提供体制の充実 ②福祉サービスの充実 ③権利擁護の推進 ④生活困窮者自立支援対策の推進 ⑤人にやさしいまちづくりの推進
<b>《地域づくり》</b> (2) 共に支え合う地域づくり	①地域での交流、ふれ合いづくり ②社会参加の促進と生きがいづくり ③地域福祉のネットワークづくり ④要支援者支援の推進 ⑤セーフコミュニティの推進
<b>《人づくり》</b> (3) 地域で福祉を支える人づくり	①福祉意識の醸成 ②地域福祉を支える人材確保と育成 ③ボランティア活動の促進

### 3 計画の体系

図 3-1 計画の体系





## 第4章

# 地域福祉の推進



# 第4章

## 地域福祉の推進

### 1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

#### (1) 相談・情報提供体制の充実

##### 【現状と課題】

地域の中では、行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO法人などによる様々な福祉サービスが行われており、支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者ごとや縦割り型によるサービスの提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとっては分かりにくく、利用しにくいという側面があります。

アンケート調査（P25：図2-26参照）によると、福祉に関する情報を十分に得られているかでは、「情報をほとんど入手できていない」（33.9%）、「情報をまったく入手できていない」（13.0%）を合わせると46.9%が情報を入手できていないと回答しています。

福祉サービスは、利用者本位という考え方に立ち、サービスを必要とするすべての人が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。そのためには、まず、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人が、いつでも気軽に相談することができる相談体制の構築が必要です。

また、アンケート調査（P23：図2-22参照）によると、日常生活の不安や悩みの相談先は、「同居の家族」が63.6%で最も多く、次いで「友人・知人」が42.4%、「同居していない家族」が32.9%、「親戚」が21.8%で近親者や身近な人が上位を占めており、身近な人が適切な対応をとれるように、福祉サービスなどに関する情報提供を幅広く行う必要があります。

さらに、サービス利用者からの相談の中には、専門的・横断的な対応が必要な場合や、既存の公的サービスや民間サービスだけでは対応が難しい場合もあります。地域住民の潜在的なニーズを把握し、公的なサービスのほか、市民やボランティア団体、NPO法人などによる生活支援サービスの提供体制の構築が重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やパンフレットなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解に努めましょう。</li> <li>● 民生委員・児童委員のみならず、市民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、支援を必要としている人の把握など、地域における情報の収集に努めましょう。</li> <li>● 悩みをひとりで抱えず、身近にいる相談支援に携わる人や、行政・関係機関の相談窓口を利用しましょう。</li> <li>● 地域で情報が届きにくい人に対して、普段からコミュニケーションをとるよう心掛け、必要な情報を伝達しましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者自らが福祉サービスに関する情報発信を行うとともに、行政や社会福祉協議会などの相談窓口と積極的に情報交換しましょう。</li> <li>● 人が集う機会を利用し、福祉サービスについて情報交換ができる場を設けましょう。</li> <li>● 身近な悩みごと・困りごとに対し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員との連携などにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、サービス事業者の情報など、必要な情報が必要な人に行き届くよう努めます。</li> <li>● 専門的かつ複合的なサービスのニーズにも対応できるよう、研修などを通じて職員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
福祉に関する情報を十分に得られているかで「十分な情報を入手できている」、「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」と回答した割合（アンケート調査）	51.4%		62.0%

## (2) 福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

少子高齢化社会の到来、家庭や地域機能の変化などに伴い、福祉サービスに対するニーズは多様化しています。

本市では、高齢者やその家族に対する保健福祉サービスや介護サービスをはじめ、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、障がい者やその家族に対するサービスなど、それぞれの個別計画に基づき、様々なサービスの充実に取り組んできました。

しかし、子育てに関するニーズは複雑・多様化しており、今後さらに高齢者や認知症の人が増えていくことや、障がい者の自立支援を進める観点から、よりきめ細やかなサービスの充実が求められています。

アンケート調査（P31：図 2-36 参照）によると、市の福祉施策の充実のために重要な取組みでは、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が42.6%で最も多い回答となっています。

こうしたサービスは、それぞれのニーズに合わせてサービス提供の基盤整備を進め、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要です。

また、アンケート調査（P30：図 2-34 参照）によると、日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているかでは、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」が26.3%と決して少なくない回答が得られています。

また、福祉サービスは、「介護保険法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）のサービスのようにより、利用者がサービスを自由に選ぶことができる仕組みに変わりましたが、サービスの内容や利用方法が分からないなど、必ずしも利用者のニーズに合ったサービスが適切に利用されているとは限りません。

そのため、適切なサービスを選ぶための情報提供や利用者に不利益とならないように、福祉サービスの質を向上させることや苦情への対応など、誰もが安心してサービスを利用できる仕組みづくりが必要です。

アンケート調査（P30：図 2-35 参照）によると、福祉サービスを充実させるために必要なものは、「福祉サービスに関する情報提供窓口を増やす」が25.8%で最も多い回答として挙げられています。

さらに、誰もが住み慣れた自宅や地域での生活を望んでおり、介護における医療・介護・保健・住まい・生活支援サービスを一体的に連携して提供する「地域包括ケアシステム」の考え方に基づいた安心できる在宅福祉サービスの展開が重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用に努めましょう。</li> <li>● 身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などにつないで、サービス利用を勧めましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア団体、NPO 法人などは、地域の福祉ニーズに対応したサービス、事業の展開を検討しましょう。</li> <li>● 利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、質の高い在宅福祉サービスの提供に努めましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進し、各種福祉サービスの拡充に努めます。</li> <li>● サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付と迅速な対応を目指します。</li> <li>● 必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。</li> <li>● 新たな福祉ニーズの把握に努め、その対応策を検討します。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているかで「十分な福祉サービスを受けていると思う」、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」と回答した割合（アンケート調査）	28.5%		35.0%

### (3) 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

認知症や知的・精神障がいのある場合など、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常生活を支援する制度として、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が社会福祉協議会によって実施されており、今後も引き続き、事業の普及啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

また、福祉サービスを利用した場合、事前に聞いていた内容と違っていたり、思いもかけない対応に不快になったり、不満を感じたりすることも考えられます。

このような苦情は、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、中には事業者との話し合いで解決できない場合や、直接苦情を伝えるにくいなど、話し合いができない場合も考えられます。そのような場合には、県社会福祉協議会に設置されている「青森県運営適正化委員会」に相談して解決を求めることが可能です。また、介護保険サービスについては、市や県国民健康保険団体連合会に苦情の申し出をすることも認められています。

このような苦情解決体制が整備されていることを周知し、迅速な問題解決に努めるとともに、サービスの質の向上を図ることが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会のホームページなどを通じて、日常生活自立支援事業の内容について理解を深めましょう。</li> <li>●必要に応じて、権利擁護のための制度を活用しましょう。</li> <li>●日常生活の困りごとのある人に対し、相談窓口などの活用を勧めましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活の困りごとがある人を地域で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつなげましょう。</li> <li>●社会福祉協議会との連携のもと、判断能力に不安を持つ人の人権を守るため、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、証書などの書類預かりなどの支援を行う日常生活自立支援事業の周知を図りましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙やホームページなどで、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、問題発生時には迅速な解決に努めます。</li> <li>●サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付など迅速な対応に努めます。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
市の福祉サービスについてどの程度知っているかで「ほとんど知らない」と回答した割合 (アンケート調査)	59.4%		47.5%

## (4) 生活困窮者自立支援対策の推進

### 【現状と課題】

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や稼働年齢世代にある人を含めて生活保護を受給する人が増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月から施行されています。この法律では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることとされています。

法において生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障がい疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ必要な支援を受けられない状態にある人を対象としています。

本市では、市役所内に「自立相談支援窓口」を設置し、相談対応を行い、適切な支援機関を紹介するなど自立に向けた様々な取組みについてサポートしています。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26年1月施行)では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

地域において自ら生活困窮者自立支援制度を利用することが難しい生活困窮者を早期に把握し支援することができるよう、地域住民、行政、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ハローワークなどが連携し、地域の状況に応じた見守り体制の構築に向けて取り組んでいきます。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者への支援制度について理解を深めましょう。</li> <li>●一人で悩まず相談しましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で孤立しがちな人を、地域で気づき合える環境をつくりましょう。</li> <li>●支援が必要な人に対し、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携のもと、相談をはじめ、公的支援制度への適切な利用につなげましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙やホームページなどで、生活困窮者自立支援制度について、広く周知を図ります。</li> <li>●福祉だけでなく、健康や教育など、多様な分野が連携し、既存の各種相談事業や訪問事業などを通して、生活困窮状態にある人の早期把握・早期発見に努めます。</li> <li>●生活保護に至る前の段階の失業者など、経済的支援を必要とする生活困窮者を早期に支援するため、ハローワークと連携し、就労、その他の自立に関する相談支援を行います。</li> <li>●生活困窮者から相談があった場合、各種福祉サービスや支援事業、成年後見制度などの公的支援制度の適切な利用につなげます。</li> <li>●貧困が世代を超えて連鎖しないよう、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援の推進に努めます。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
生活困窮者が就労（増収）により自立した件数 (就労・増収率)	34.8%		42.0%

## (5) 人にやさしいまちづくりの推進

### 【現状と課題】

「人にやさしいまちづくり」とは、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らし、生活できる「まち」をつくっていくことです。

しかしながらこれまでの「まちづくり」は効率性や合理性、利便性などが優先されてきました。このため、これからのまちづくりは少子・高齢化がますます加速する中で、誰もが安心して暮らし、生活できる空間の整備が求められています。

例えば、歩道などの安全な歩行空間の確保や多くの市民が利用する公共公益施設の改善・整備、住宅のバリアフリー化などユニバーサルデザインに向けた整備が望まれます。

アンケート調査（P31：図2-36参照）によると、市の福祉施策の充実のために重要な取組みとして、3番目に多い回答に「交通の利便性の確保を進める」が32.2%と挙げられており、また、「道路の段差解消など、バリアフリー化を進める」が22.8%と回答しており、整備に対する要望も少なからず挙げられています。

「人にやさしいまちづくり」は、環境の整備・改善・改修などだけでは十分ではありません。市民一人ひとりが他人事ではなく、自分にも関わる大事なことであると自覚し、お互いに助け合い、理解し合う心のバリアフリー化も重要です。

このように「人にやさしいまちづくり」の取組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。地域全体で高齢者や障がい者などを支え、協力し合いながら、「人にやさしいまちづくり」の実現に向けて推進していくことが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で危険箇所を発見したときは町内会や行政に情報提供をしましょう。</li> <li>●杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪を行わないようにしましょう。</li> <li>●お互いに支え合い、助け合い、心のバリアフリーを実践しましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修会や会議、キャップハンディ体験学習などを通じてバリアフリーの重要性を認識し、ユニバーサルデザインの理念を啓発しましょう。</li> <li>●地域で不便な箇所などについて把握し、その改善策について検証してみましょう。</li> <li>●地域で心のバリアフリーに取り組みましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「人にやさしいまちづくり」、「ユニバーサルデザイン」について、広報紙やホームページなどを通じて啓発に努めます。</li> <li>●公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
十和田市は暮らしやすいまちかで「暮らしやすいと思う」、「まあまあ暮らしやすいと思う」と回答した割合（アンケート調査）	78.8%		95.0%

※キャップハンディ体験：障がいなどのハンディキャップを持った人の状況を疑似体験すること

## 2 共に支え合う地域づくり

### (1) 地域での交流、ふれ合いづくり

#### 【現状と課題】

近年、地域への関心がない人や地域とのかかわりを持たない人が増加し、身近な地域における交流の機会が減少しています。

アンケート調査（P21：図2-19参照）によると、近所の人との交流や付き合いは、「会うとあいさつをする程度の人がある」が33.5%で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人がある」が28.0%、「困ったときに助け合う親しい人がある」が15.9%、「お互いに訪問し合う人がある」が12.1%となっており、「ほとんど近所の付き合いはない」という回答も1割程度ありました。

また、アンケート調査（P22：図2-21参照）によると、地域の中で問題と思うものでは、2番目に多い回答に「近所付き合いが減っていること」が34.9%と挙げられています。

地域での支え合いを推進するためには、身近な地域に暮らす住民同士のふれ合いや交流活動が活発に行われていることが重要なことから、世代を超えたふれ合いの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい地域づくりが必要です。

また、地域における市民のふれ合いや交流活動は、強制されるものではないことから、一人ひとりが自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要です。

さらに、アンケート調査（P24：図2-23参照）によると、近所の人困っている時にできることは、「安否確認の声かけ」が43.6%、「話し相手」が43.5%、「緊急時の通報や看病」が22.4%と比較的多い回答として挙げられています。また、アンケート調査（P24：図2-24参照）によると、逆に困っている時に近所の人にしてもらいたいことでは、「緊急時の通報や看病」が25.9%、「安否確認の声かけ」が24.9%、「話し相手」が19.6%と多い回答となっています。

今後、地域で手助けしてほしいことや地域でできることが日常的に行われ、高齢者の孤立死といった悲惨なケースが起こることのないよう、子どもから高齢者までの誰もが地域福祉の担い手として活動できる地域づくりが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しむ場を持つように心がけましょう。</li> <li>●地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。</li> <li>●地域の行事やイベントなどに、積極的に参加しましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもと高齢者を対象とした世代間交流など、様々な交流の場を企画してみましょう。</li> <li>●地域の子どもたちが通う学校での行事に参加するなど、学校を通じて交流を図っていきましょう。</li> <li>●公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用しましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子育て支援センターなどで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。</li> <li>●市民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く周知を図り、交流を促進します。</li> <li>●高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
近所付き合いで「ほとんど近所の付き合いはない」と回答した割合（アンケート調査）	10.2%		8.0%

## (2) 社会参加の促進と生きがいづくり

### 【現状と課題】

住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、身体的な健康のみならず、心身ともに健康であることが必要です。身体的な健康維持、介護予防などの取組みをはじめ、自分らしく生き生きと暮らしていくために、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を地域の中でどのように感じていけるかが大きな課題となります。

アンケート調査（P26：図2-27参照）によると、地域での活動に参加しているかは、「参加していない」が55.5%と回答しています。

また、アンケート調査（P26：図2-28参照）によると、参加している地域活動は、「町内会活動（総会、定例会議など）」が65.7%で最も多く、次いで「清掃・美化活動」が64.3%、「募金への協力活動」が37.8%、「イベントへの参加（各種スポーツ大会、祭りなど）」が30.4%の回答として挙げられています。

これらの社会参加活動は、生きがい活動につながり、それぞれの活動を通して、「生きがい」を感じることができます。その点からも、生きがいづくりは、地域福祉活動の推進に極めて意義のあることといえます。

また、平成19年から団塊世代の退職が始まり、平成28年までの10年間で、団塊世代の約半数が退職するといわれています。労働力不足や若い世代への技能継承のほか、自ら退職後のライフスタイルを確立していかなければならないという課題があります。地域福祉活動にとどまらず、生涯学習や就労など、自らの知識や経験、能力、技術を生かし、生きがいを感じることでできる機会を増やしていくことも重要となっています。特に、高齢者の豊かな知識と経験を地域社会の様々なニーズに生かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化につながります。

そのため、社会福祉協議会、町内会などの地域団体と連携し、地域福祉の担い手として、高齢者の生きがいづくりの場を提供するとともに、高齢者が地域社会の一員として、生き生きとした活動が行えるための場づくりが重要となります。

また、生きがいづくりは、保健・医療・福祉の施策の範囲を超える大きな課題でもあることから、市の関係各課の連携はもちろんのこと、市民や関係機関などとも協働し、生きがい活動の促進を図ることが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自らの意思で、生涯学習や就労など、生きがいづくりに努めましょう。</li> <li>●自らの知識や技術、経験を広く地域に伝えるために積極的に行動しましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種講座の開催など学習の機会を提供しましょう。</li> <li>●社会福祉協議会、町内会などの地域団体が連携し、地域福祉の担い手として、高齢者の生きがいづくりの場を提供しましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講演会やイベントなどの開催情報や地域活動などを広く市民に情報発信します。</li> <li>●高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進するため、地域団体や老人クラブなどによる活動を支援します。</li> <li>●すべての市民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベントなどを開催しながら、地域活動の普及・推進を図ります。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
地域活動に参加しているかで「参加している」と回答した割合（アンケート調査）	43.7%		53.0%

### (3) 地域福祉のネットワークづくり

#### 【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠となります。

地域では、従来から民生委員・児童委員が社会奉仕の精神を持ち、高齢者、障がい者、子育て家庭などの支援が必要な人への訪問や情報提供、相談活動などに取り組んでいます。今日、福祉ニーズの増大、多様化などにより、その活動にも限界があります。

アンケート調査（P35：図2-43参照）によると、地域の民生委員・児童委員を知っているかは、「地域の民生委員・児童委員さんも活動内容も知らない」が52.6%で最も多く、「地域の民生委員・児童委員さんも活動内容も知っている」という回答は1割程度にとどまっており、自分の地域の民生委員・児童委員を知らない人が多数を占めています。

また、地域には町内会や婦人会、老人クラブなど、様々な福祉活動を行う団体、組織があり、それぞれの目的を持って活動しています。各団体・組織は連携を図りながら活動していますが、ネットワーク化がされていないため、きめ細かな地域福祉活動にはつながりにくいという現状があります。

アンケート調査（P38：図2-46参照）によると、団体の取組みとして、今後どのようなことが必要かでは、「他の団体や関係機関との交流の機会を持つ」が51.3%で最も多く、次いで「町内会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」が50.0%となっており協働の必要性について高い認識があります。また、アンケート調査（P29：図2-32参照）によると、福祉活動を充実させていく上で望ましい住民と行政の関係は、「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組む必要がある」が39.3%で最も多い回答となっています。

こうしたことから、市民一人ひとりが、地域の問題を自分の問題として受けとめ、町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア団体、福祉施設、医療機関などが連携し、一体となって問題を解決していくためのネットワークを地域でつくり上げていくことが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民一人ひとりが社会福祉協議会や民生委員・児童委員の支援活動に関心を持ちましょう。</li> <li>●社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの役割を理解し、活動やイベントへの参加や協力を努めましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複数の町内会や地域の団体、社会福祉協議会が合同で、見守りや子育て支援、イベントを実施するなど、地域間の連携を深めましょう。</li> <li>●隣近所同士、町内会の役員、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、地域の情報を共有しましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの役割について、広く周知を図ります。</li> <li>●社会福祉協議会や地域の福祉活動団体の情報提供などを行い、団体間の交流・連携を促進します。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成27年度)		目標 (平成32年度)
十和田市社会福祉協議会を知っているかで「名前も活動も知っている」と回答した割合 (アンケート調査)	19.1%		23.0%
地域の民生委員・児童委員を知っているかで「地域の民生委員・児童委員さんも活動内容も知っている」と回答した割合 (アンケート調査)	11.3%		14.0%

## (4) 要支援者支援の推進

### 【現状と課題】

近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。

避難行動要支援者といわれる障がい者や高齢者などは、災害に対して特別な備えを必要としています。そのため、地域全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした人の視点での対策も急務となっています。

本市では、「十和田市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、町内会や関係機関などの協力を得ながら、自力では避難できない障がい者や高齢者などの「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

アンケート調査（P33：図2-39参照）によると、災害時に一人で避難できない人があるか知っているかでは、「知っている」が26.1%となっています。また、アンケート調査（P34：図2-40参照）によると、一人で避難することができない人と一緒に避難することができるかでは、「できる」が75.5%となっています。

災害時の避難所生活において、身体的ケアやコミュニケーション支援など特別な配慮を必要とする障がい者や高齢者などが、安心して避難生活することができるよう平成27年12月末現在、市内で社会福祉施設などを運営している20事業者（39施設）と福祉避難所の確保に関する協定を締結し、迅速に支援することができる体制を整備しています。

また、アンケート調査（P34：図2-41参照）によると、災害発生時に困ることで、「必要な治療が受けられない」が18.0%、「介助や支援が受けられない」が10.9%という回答も少なからず挙げられています。

今後も災害時における安否確認や情報提供などが迅速かつ的確にできるように防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難を手助けする支援者を定めるなど、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことや、避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。</li> <li>●災害発生時にすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきましょう。</li> <li>●自力では避難できない障がい者や高齢者は、避難行動要支援者名簿に登録しましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時などの緊急時に支援を必要とする人の情報を地域で共有し、地域全体で対応できる体制を築きましょう。</li> <li>●自主防災組織を組織し、災害発生時や緊急時に支援し合える体制を整えましょう。</li> <li>●高齢者や子ども、障がい者などの支援の必要な人を交えて避難訓練を実施し、地域で防災意識を啓発しましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、避難場所や避難経路、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発に努めます。</li> <li>●地域と協働して避難行動要支援者名簿の普及、啓発を図ります。</li> <li>●ヘルパーや手話・点字通訳者などのネットワーク化を図り、災害時、避難場所における高齢者や障がい者などの意思疎通支援ができる体制づくりに努めます。</li> <li>●要支援者が安心して避難生活ができるよう社会福祉施設などと連携し、福祉避難所の取組みを推進します。</li> <li>●災害発生時などの緊急時に必要となる様々な対応を想定して、防災訓練を行います。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
災害時の避難場所を知っているかで「知っている」と回答した割合（アンケート調査）	55.5%		67.0%

## (5) セーフコミュニティの推進

### 【現状と課題】

本市は、平成21年8月に世界で159番目、国内で2番目にセーフコミュニティの認証を取得し、「事故やケガは偶然の結果ではなく、予防できる」という国際的な考え方に基づいて、市民、行政、関係機関などとの協働により、セーフコミュニティ推進懇談会、外傷サーベイランス懇談会、8つの領域別対策部会を設置し、外傷予防を目的に、すべての市民が安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進しています。

子どもや高齢者などが事故や犯罪に巻き込まれないようにするためには、警察などによる防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連携に基づいた防犯力を高めていくことが必要です。

アンケート調査（P32：図2-37参照）によると、安心して生活するために取り組むべき課題では、3番目に多い回答に「防災・防犯活動（地域の見守り・パトロールなど）」が32.7%として挙げられています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待や高齢者虐待などの人権侵害は表に出ることなく、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。各種相談機関や相談窓口もありますが、被害者が子どもや高齢者、障がい者などの場合、自ら通報すること自体が困難な場合もあります。

配偶者からの暴力、子どもや高齢者などに対しての家族や施設などにおける虐待は、暴力や虐待を受けている人に対する重大な人権侵害行為であり、いち早く発見、通報できるように、地域との連携を密にするとともに、通報があった場合は、安全確保のために迅速な対応が必要です。

また、平成18年に自殺対策基本法が成立し、国全体で自殺予防対策に取り組んでいる中で、自殺死亡者数は平成15年の34,427人をピークに平成25年は27,283人と減少傾向で推移しています。

本市の平成25年の自殺死亡者数は17人で、人口10万人当たりで見ると、26.4人となっており、国（20.7人）、県（23.3人）と比べて高い状況にあります。自殺の背景には、うつ病などの心の病気があることも指摘されていることから、その予防に取り組むことが必要です。

今後も、市民、行政、関係機関などとの協働によるセーフコミュニティの取組みを推進し、虐待や自殺、交通事故などによる事故やケガを予防する安心・安全なまちづくりに努めていくことが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯知識を身につけ、自らの安全確保をはじめ身近な子どもや高齢者が犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配りましょう。</li> <li>● 防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。</li> <li>● DVや虐待予防などに関心を持ち、虐待の疑いがある場合には、速やかに関係機関に通報するように努めましょう。</li> <li>● うつ病などの心の病気について学び、心の健康づくりに努めましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で子どもや一人暮らしの高齢者、障がい者などに声をかけ、見守りましょう。</li> <li>● 犯罪の特徴や発生箇所、不審者の情報など、防犯につながる情報を行政や警察などから収集し、地域で情報共有を図りましょう。</li> <li>● DVや虐待に関する情報があつた場合には、速やかに関係機関へ連絡しましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セーフコミュニティの普及・啓発に努めます。</li> <li>● 若者や高齢者などを狙った特殊詐欺の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体などでの学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。</li> <li>● DV、児童や高齢者の虐待などの防止・早期発見・早期対応に向けて、市民に周知と協力の啓発を行い、防止体制の強化を図ります。</li> <li>● 保健・医療・関係機関と連携し、自殺やうつ病に関する相談支援体制の充実を図るとともに、講座や教室を開催し、市民の認識を高め、自殺予防に努めます。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現 状 (平成 27 年 3 月末)		目 標 (平成 32 年 3 月末)
子どもと高齢者の虐待通告件数 (福祉課調べ)	子ども 16 件 高齢者 18 件		子ども 13 件 高齢者 14 件

### 3 地域で福祉を支える人づくり

#### (1) 福祉意識の醸成

##### 【現状と課題】

近年、少子高齢化の進展、核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、住民同士のつながりが希薄化し、地域の中で助け合うという「共助」の意識が薄れつつあります。

本市では、昔ながらのつながりや支え合いの構図が残っている部分もありますが、以前に比べ、その希薄化が進んでいることは多くの市民が実感しています。

アンケート調査（P25：図 2-25 参照）によると、地域に支えられたと感じたことがあるかでは、「ない」が57.4%と回答しています。

身近な地域で、困難や課題を抱える人たちに気付き、何らかの支援につなげていくことができる地域を実現するためには、お互いの立場や価値観を理解し合い、支え合いながら共に地域で暮らしていくという福祉意識の醸成を図ることが重要です。

アンケート調査（P28：図 2-31 参照）によると、地域の助け合い活動を活発にするために重要なことでは、2番目に多い回答に「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」が26.6%、次いで「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が26.0%と回答しています。

市民一人ひとりが福祉の考え方を理解し、福祉とは決して特別なことではなく、身近なものであることを認識し、地域での支え合いや助け合いができるように、行政、社会福祉協議会、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、市民の福祉意識の醸成を図ることが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あいさつや声かけなどを行い、隣近所とのかかわりを大切にしましょう。</li> <li>● 地域での助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。</li> <li>● 誰もが暮らしやすいまちになるよう、身近な福祉活動に関心を持ちましょう。</li> <li>● 地域でのイベントや各種ボランティア活動などに関心を持ち、参加しましょう。</li> <li>● 地域福祉に関心を持ち、研修会などに積極的に参加しましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の行事やイベントで地域福祉に関わる内容を盛り込むなど、福祉意識の啓発を図りましょう。</li> <li>● 地域の行事やイベントでは、時間や曜日設定を工夫し、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。</li> <li>● 学校において、地域とのかかわりを持ちながら、児童生徒が地域福祉に理解を深めるよう努めましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やホームページを活用して、支え合い、助け合いの意識を高めるための情報を発信します。</li> <li>● 生涯学習や各種講座の開催などにより、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発に努めます。</li> <li>● 市が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度にかかわらず、共に集い、理解を深めることができる各種イベントを開催します。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
地域に支えられたと感じたことがあるかで「ある」と回答した割合 (アンケート調査)	39.6%		48.0%

## (2) 地域福祉を支える人材確保と育成

### 【現状と課題】

地域で行われる様々な活動や地域福祉活動を推進していくためには、地域で生活する多くの人たちの参加と地域においてリーダーとなる人材の確保が必要ですが、高齢化社会の進行により、地域活動の担い手の減少や役員などの後継者不足など、地域における福祉活動を担う人材の確保が課題となっています。

アンケート調査（P22：図2-21参照）によると、地域の中で問題と思うものでは、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が35.0%で最も多い回答となっています。また、アンケート調査（P37：図2-45参照）によると、活動を行う上での問題点・課題は、「スタッフの高齢化が進んでいる」が65.4%で最も多く、次いで「後継者がいない・育たない」が46.2%、「スタッフが不足している」が43.6%となっており、回答の上位では、人材に関する課題が挙げられています。

町内会、地域団体をはじめ、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、求められる適切な人材を育成するため、地域資源の活用を図りながら、講座や研修などを通じて広く福祉に関する意識を持った人材を育成していくことが必要です。

また、地域福祉の推進のためには、地域住民や社会福祉事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う団体がそれぞれの特性を生かしながら、連携した取組みを行うことが必要となることから、育成された人材が町内会で活躍したり、NPO法人やボランティアグループを組織化したりするなど、地域で活躍できるような仕組みづくりが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仕事や趣味などで培ってきた技術や特技を地域活動に役立てましょう。</li> <li>●地域福祉を担う人材の一人として、自分のできる範囲で地域活動に参加しましょう。</li> <li>●生涯学習など福祉に関する学習機会を利用して、専門的な知識や技術の習得に努め、地域活動に活かしましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動に関心のある人や専門的な知識、技術を持っている人を発掘し、活動への参加を勧めましょう。</li> <li>●地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。</li> <li>●団塊の世代が地域の福祉活動の担い手として活躍できる機会をつくりましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。</li> <li>●様々な経験や知識を持った地域の人材を登録、活用できる仕組みの構築を進めます。</li> <li>●地域活動やボランティア活動などに取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮などにより、幅広い年齢層の人材の育成に努めます。</li> <li>●各団体と情報交換などを通して、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
団体の構成員の平均年齢で「30 歳～40 歳代」と回答した割合 (アンケート調査)	17.9%		22.0%

### (3) ボランティア活動の促進

#### 【現状と課題】

ボランティア活動は、課題を抱える地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、また、見方を変えると、社会貢献を通じた自己実現、生きがいづくりにつながります。

本市では、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、市民のボランティア活動への参加促進と支援に努めています。

アンケート調査（P27：図2-29参照）によると、ボランティア活動に参加したことがあるかでは、「参加したことがない」が69.7%となっています。

また、アンケート調査（P27：図2-30参照）によると、参加したことがない理由では「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が51.7%、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」が29.2%、「身近に一緒に参加する知り合いがいない」が15.8%、「参加したい活動がない」が13.6%となっており、比較的多い回答として挙げられています。

このことから、ボランティア活動をしたことがない人にも潜在的な参加意欲があることから、活動時間や参加できる活動内容への工夫などの条件整備とともに、活動内容や募集に関する情報提供などにより、参加者の拡大が期待できます。

今後も、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、市民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成することが重要となります。

## 【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりが できること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種講座などに参加し、ボランティアに対する理解を深め、ボランティアの大切さを認識しましょう。</li> <li>●ボランティア活動に、気軽に参加してみましょう。</li> <li>●ボランティア活動の楽しさを周りの人に伝えましょう。</li> </ul>
地域で できること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア団体は、市民への積極的な情報発信とともに、町内会や行政との連携を図りましょう。</li> <li>●子どもがボランティア活動に参加できる機会をつくりましょう。</li> <li>●団体の活動を継続していくため、後継者の育成に努めましょう。</li> <li>●地域で活動している個人・ボランティア団体同士の連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みましょう。</li> </ul>
行政が推進 していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。</li> <li>●ボランティア講座や各種教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。</li> <li>●各学校を通じ、学生ボランティアの育成を図るとともに、各関係機関と連携して地域活動への参加機会を提供します。</li> <li>●ボランティア団体やNPO 法人が積極的に活動できるように、活動支援の充実に努めます。</li> </ul>

## 【評価指標】

評価指標	現状 (平成 27 年度)		目標 (平成 32 年度)
社会福祉協議会ボランティアセンター登録者数 (十和田市社会福祉協議会)	3,378 人		4,054 人

## 第5章

# 計画の推進に当たって



# 第5章

# 計画の推進に当たって

## 1 計画の推進

### (1) 計画の周知

市民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるように、市の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努めます。

### (2) 連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、保健・医療・福祉のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたるため、庁内関係部署との連携を図りながら本計画を推進していきます。

また、地域には様々な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、行政の取組みだけでは十分とはいえません。地域福祉を推進する中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、学校、保育所、婦人会、老人クラブ、その他各種団体ともそれぞれの役割を果たしながら協働による地域福祉の推進に努めます。

## 2 計画の進行管理

計画の進行管理は、次回計画の見直しの際にアンケート調査などを行い、制度の浸透状況や市民の意向を把握した上で、計画の点検・評価を行っていきます。



# 資料



## 1 十和田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 十和田市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く住民の意見を反映するため、十和田市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事項は、地域福祉を推進するための総合的な視点で計画案を検討し、取りまとめを行うこととする。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼を受けた日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(報償等)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算に定める範囲内で報償及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

## 2 十和田市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	役 職	氏 名	機 関・団 体 名	区 分
1	委 員 長	佐々木 令 子	社会福祉法人十和田市社会福祉協議会	福祉関係者
2	副委員長	田 中 淳 一	十和田市障害者支援協議会	
3		小山田 誠	十和田市民生児童委員協議会	
4		川 村 妃 子	十和田地区保育研究会	
5		岩 城 たい子	十和田市在宅介護支援センター	
6		洞 内 末 吉	十和田市町内会連合会	地域団体の 代表者
7		国 分 隆 子	十和田市身体障害者福祉会	
8		赤 坂 恵 子	十和田市保健協力員会	
9		原 田 信 秋	十和田市連合防災会	
10		佐 藤 弘 人	十和田市消費者の会	
11		佐々木 一 吉	十和田市老人クラブ連合会	
12		橋 端 勇 男	十和田市防犯協会	
13		鈴 木 貴 子		公募委員
14		山 田 美保子		
15		新屋敷 慶 子		

### 3 十和田市地域福祉計画検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 十和田市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、関係部署間の施策の連携及び調整を図るため、十和田市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関する施策の連携及び調整その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

#### (会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、検討委員会の会議に関係者の出席の求め、意見又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

## 4 十和田市地域福祉計画検討委員会委員名簿

No.	役職	職名	氏名
1	委員長	福祉課長	沖澤 篤
2		政策財政課長	中野 孝則
3		総務課長	田村 和久
4		まちづくり支援課長	山本 隆一
5		高齢介護課長	長瀬 比佐子
6		健康増進課長	北館 祐子
7		都市整備建築課長	中野渡 牧雄
8		指導課長	内山 幸治

## 5 十和田市地域福祉計画策定経過

平成 27 年 8 月 24 日	十和田市地域福祉計画策定委員会設置要綱制定 十和田市地域福祉計画検討委員会設置要綱制定
平成 27 年 9 月 1 日	十和田市地域福祉計画策定委員会公募委員の公募（3人）
平成 27 年 10 月 8 日	第 1 回十和田市地域福祉計画検討委員会
平成 27 年 10 月 23 日	市民アンケート調査の実施（平成 27 年 11 月 11 日まで） 調査対象：個人 2,000 人・団体 100 団体
平成 27 年 11 月 2 日	第 1 回十和田市地域福祉計画策定委員会 1 地域福祉計画について 2 市民アンケートの実施について 3 計画策定のスケジュールについて
平成 27 年 12 月 16 日	第 2 回十和田市地域福祉計画検討委員会
平成 27 年 12 月 21 日	第 2 回十和田市地域福祉計画策定委員会 1 市民アンケートの結果について 2 十和田市地域福祉計画の基本理念及び基本方針について
平成 28 年 2 月 3 日	第 3 回十和田市地域福祉計画検討委員会
平成 28 年 2 月 18 日	第 3 回十和田市地域福祉計画策定委員会 1 十和田市地域福祉計画（素案）について
平成 28 年 2 月 22 日	パブリックコメントの実施（平成 28 年 3 月 14 日まで）
平成 28 年 3 月 16 日	第 4 回十和田市地域福祉計画検討委員会
平成 28 年 3 月 18 日	第 4 回十和田市地域福祉計画策定委員会（最終） 1 パブリックコメントの結果について 2 十和田市地域福祉計画（案）の承認について 3 今後の地域福祉の推進について
平成 28 年 3 月 24 日	十和田市地域福祉計画策定

---

## 十和田市地域福祉計画

---

発行・編集 平成 28 年（2016 年）3 月  
十和田市健康福祉部福祉課  
〒 034-8615  
青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号  
TEL 0176-51-6718  
ホームページアドレス  
<http://www.city.towada.lg.jp/>

---